

第3編

地震災害 対策編

延岡市地域防災計画 目次
第3編 地震災害対策編

(章)	(節)	(項)	(内容)	(頁)
第1章			災害予防計画	
	第1節		都市防災基盤整備計画	376～380
		第1項	土地利用	376
		第2項	土地区画整理・ 市街地再開発事業計画	377
		第3項	公園・緑地整備計画	378
		第4項	建築物不燃化等による防災対策	379～380
	第2節		建築物等災害予防計画	381～386
		第1項	公共施設災害予防対策	381～383
		第2項	一般建築物災害予防対策	384～385
		第3項	教育施設等災害予防対策	386
	第3節		地盤災害防止計画	387～389
		第1項	土砂災害防止計画	387
		第2項	宅地造成規制・開発行為等	388
		第3項	軟弱地盤液状化対策	389
	第4節		河川・ため池・港湾施設等 災害対策計画	390～393
		第1項	河川対策	390
		第2項	ため池・ダム対策	391
		第3項	海上及び港湾施設対策	392～393
	第5節		津波災害対策計画	394～398
		第1項	津波災害対策	394～398
	第6節		交通施設災害予防計画	399～401
		第1項	道路施設等の点検・整備計画	399～400
		第2項	鉄道施設災害対策	401
	第7節		上水道・下水道施設災害予防計画	402～403
	第8節		火災予防計画	404
		第1項	火災予防対策	404
		第2項	消防力・消防設備の整備強化対策	407
	第9節		初動体制の確立	405
		第1項	市防災会議運用計画	405
		第2項	動員配備体制の充実	405
		第3項	災害発生前の体制の確立	405
		第4項	業務継続計画策定等	405
	第10節		気象等観測体制整備計画	406～407
		第1項	気象等観測体制の整備	406～407
	第11節		情報通信施設等整備計画	408
		第1項	無線通信施設の整備	408

(章)	(節)	(項)	(内容)	(頁)
		第2項	有線通信設備（災害時優先扱いの電話等）の整備	408
		第3項	各種防災情報システムの整備	408
		第4項	広報体制の整備	408
	第12節		防災活動体制の整備計画	409
		第1項	防災中枢機能等の確保・充実	409
		第2項	医療救護体制の整備	409
		第3項	緊急輸送体制（災害時ヘリポート）の整備	409
	第13節		広域応援体制整備計画	410
		第1項	県・自衛隊との連携体制の整備	410
		第2項	市町村間の相互協力体制の整備	410
		第3項	防災関係機関の連携体制の整備	410
		第4項	応援活動のための体制整備	410
		第5項	県防災救急ヘリコプターとの連携体制の整備	410
	第14節		指定緊急避難場所等整備計画	411～418
		第1項	避難誘導體制の整備	411
		第2項	指定緊急避難場所整備計画	412
		第3項	指定避難所整備計画	413～417
		第4項	避難路整備計画	418
		第5項	避難場所等の周知と広報	418
		第6項	応急仮設住宅供与体制整備計画	418
	第15節		災害備蓄物資及び装備資機材等整備計画	419
		第1項	備蓄物資の整備計画	419
		第2項	給水体制の整備	419
		第3項	装備資機材等の整備充実	419
	第16節		防災訓練計画	420
	第17節		防災知識普及計画	421～424
		第1項	住民に対する防災知識の普及	424～422
		第2項	職員に対する防災教育	423
		第3項	防災に関する調査研究計画	423
		第4項	防災相談	423
		第5項	災害の伝承	424
	第18節		自主防災組織整備計画	425
		第1項	自主防災組織育成計画	425
		第2項	自主防災活動計画	425
	第19節		ボランティアの環境整備計画	426
		第1項	活動支援体制の整備	426

(章)	(節)	(項)	(内容)	(頁)
		第2項	ボランティアの育成	426
	第20節		要配慮者等支援計画	427
		第1節	避難行動要支援者の安全対策	427
		第2項	要配慮者対策	427
		第3項	社会福祉施設・病院等における 要配慮者対策	427
		第4項	観光客及び外国人対策	427
	第21節		被災地等における秩序の維持・ 物価の安定等に関する活動	428
		第1項	帰宅困難者対策	428
	第22節		地震防災緊急事業の推進	429～433
		第1項	地震防災緊急事業の推進	429～431
		第2項	河川防災ステーションの整備	432～433
第2章			災害応急対策計画	
	第1節		津波警報・注意報等伝達計画	434～442
		第1項	地震に関する情報の種類	434～436
		第2項	津波警報・注意報・津波情報等の 種類・基準	437～439
		第3項	津波警報・注意報・津波情報等の 伝達系統	440～442
	第2節		災害対策本部組織計画	443～450
	第3節		動員配備計画	451～459
		第1項	市の動員配備計画	451～455
	第4節		被害情報等収集伝達計画	456
		第1項	被害情報の収集	456
		第2項	被害情報の調査要領・伝達	456
		第3項	被害情報の報告基準	456
		第4項	通信計画	456
	第5節		災害広報計画	457
		第1項	広報体制の整備	457
		第2項	広報要領	457
		第3項	広報の実施方法	457
	第6節		避難計画	458～464
		第1項	避難指示及び伝達	458～461
		第2項	避難誘導・移送	462～463
		第3項	避難行動要支援者を考慮した 避難対策	464
	第7節		救出計画	465
	第8節		医療救護計画	466

(章)	(節)	(項)	(内容)	(頁)
		第1項	救助法に基づく措置	466
		第2項	医療体制	466
		第3項	搬送体制の確保	466
		第4項	医療に関する情報収集・連絡体制	466
	第9節		消防計画	467
		第1項	消防活動体制	467
		第2項	消防活動の実施	467
	第10節		自衛隊災害派遣要請計画	468
		第1項	災害派遣要請基準	468
		第2項	派遣要請要領	468
	第11節		広域応援活動計画	469
		第1項	縣市町村間等の応援要請	469
		第2項	指定地方行政機関又は 指定公共機関等への応援要請	469
		第3項	応援の受け入れに関する措置	469
		第4項	他市町村に対する応援の実施	469
	第12節		災害救助法適用計画	470
		第1項	災害救助法の適用基準	470
		第2項	災害救助法の適用手続	470
		第3項	救助の実施	470
		第4項	災害救助による救助の程度・方法 及び期間並びに実費弁償の基準	470
	第13節		緊急輸送計画	471～472
		第1項	輸送手段の確保	471
		第2項	交通網の確保	471
		第3項	緊急通行車両の確認	471
		第4項	緊急輸送等に係る措置	472
	第14節		応急仮設住宅建設等計画	473
	第15節		障害物除去計画	474
	第16節		給水計画	475
	第17節		食糧供給計画	476
	第18節		生活必需品等供給計画	477
	第19節		行方不明者の捜索及び 遺体収容埋葬計画	478
	第20節		防疫・清掃・食品衛生・ 愛護動物対策計画	479
		第1項	防疫対策	479
		第2項	清掃対策	479
		第3項	食品衛生対策	479
		第4項	愛護動物対策	479

(章)	(節)	(項)	(内容)	(頁)
	第 21 節		公安警備計画	480
	第 22 節		公共土木施設災害応急対策計画	481
		第 1 項	道路施設等対策	481
		第 2 項	鉄道施設対策	481
		第 3 項	上水道施設対策	481
		第 4 項	下水道施設対策	481
	第 23 節		要員確保計画	482
		第 1 項	労働者等確保の手段	482
		第 2 項	公共職業安定所等の労働者確保	482
	第 24 節		ボランティア応急活動計画	483
		第 1 項	ボランティア活動体制	483
		第 2 項	ボランティア活動の内容	483
		第 3 項	ボランティア支援・連携	483
	第 25 節		義援金品配分計画	484
	第 26 節		文教対策計画	485
		第 1 項	学校教育対策	485
		第 2 項	文化財応急対策	485
第 3 章			災害復旧対策計画	
	第 1 節		災害復旧事業の推進計画	486
		第 1 項	復旧・復興計画	486
		第 2 項	復旧計画に伴う財政援助	486
	第 2 節		被災者の生活支援計画	487
		第 1 項	生活相談窓口の開設	487
		第 2 項	住宅の確保	487
		第 3 項	雇用機会の確保	487
		第 4 項	租税の徴収猶予及び減免等	487
		第 5 項	生活確保資金の融資等	487
		第 6 項	罹災証明の発行	487

第1章

災害予防計画

第1節 都市防災基盤整備計画

《基本方針》

地震災害を予防するため、個々の災害対策と同時に土地利用の規制、土地区画整理、都市計画道路の整備といった総合的な基盤整備事業を通じて「災害に強いまちづくり」を推進する。

《主な担当機関》

・都市計画課 ・企画課

第1項 土地利用

《計画目標》

土地利用に関しては、都市計画法をはじめ建築基準法、国土利用計画法、農地法、森林法、道路法、河川法、文化財保護法、砂防法、環境保全法等の関連法を総合しながら、安全で快適な住環境と自然と調和した機能的な都市活動ができるきめ細かい土地利用を図り、整備・開発・保全の方針を定めて対応していくものとする。

1. 都市計画区域・用途区域の見直し等

都市計画区域・用途区域の見直し、その他の関連事業については、国・県の採択基準方針に基づき、関係機関と十分な調整に努めながら推進する。

2. 土地利用計画の確立

地域発展と自然保護との調和を基調として地域社会の環境管理を行い、住・商・工分離、緑地の保全・活用等、市勢の均衡ある発展に資する土地利用計画の確立に努める。

3. 規制・指導

地区単位ごとに望ましい土地利用のあり方を検討し、住環境整備のための具体的な指針とするとともに、防災上、危険性を充分考慮した上で、開発に対する規制や指導を行っていく。

4. 災害に強い土地利用の推進

溢水、湛水等による災害の発生するおそれのある地区について、都市的土地利用を誘導しないこととし、風水害等災害に強い土地利用の推進に努める。

第2項 土地区画整理・市街地再開発事業計画

《主な担当機関》

- ・都市計画課
- ・区画整理課
- ・建築住宅課

《計画目標》

多くの既成市街地には木造、低層建築物が密集しており、地震火災等の災害が発生すると、人命、財産に大きな損害を与えると予想される。

このため、市は市街地再開発等の事業推進を図り、土地の合理的利用の増進と災害の発生を防止する。

1. 土地区画整理

土地区画整理事業を総合的に推進することにより、密集市街地の解消を図るとともに、幹線道路等の整備によって避難路としても有効となる道路交通網を改善し、地震や洪水等において市民の迅速かつ円滑な避難態勢の強化や通学路の安全を図り、市民が安心・安全に生活できる災害に強いまちづくりを目指す。

2. 市街地の再開発

都市部及び周辺地域における災害危険性が増大しているため、市街地再開発事業を推進し、建築物の共同化、不燃化を促進することにより避難地及び避難路を確保するとともに、道路、公園、広場等の公共施設を整備することにより、都市機能の更新を図り、地域の防災活動の拠点整備を図る。

3. 建築物の共同化と不燃化

低層の密集住宅地においては、市街地再開発、土地区画整理事業等の面的整備と合わせて老朽化建築物を中心に共同建て替え等を促進し、土地の高度利用により、防災上有効に機能する道路、公園等の確保を図るとともに、建築物の不燃化を促進する。

第3項 公園・緑地整備計画

《主な担当機関》

- ・都市計画課
- ・林務課

《計画目標》

災害時に地域の防災活動拠点として機能する公園・緑地等の保全と確保に努める。また、住民の休息・散歩・遊技・運動等のレクリエーションの場として、防災・避難の場として、あるいは都市の美化等その地域に応じた機能の公園を整備し、公園・史跡・自然地による緑のネットワークを確立する。

1. 整備の推進

規模や立地場所を勘案した中核的な公園、施設等の整備を推進し、住民の憩いの場、自然との接触機会の充実を図れるオープンスペースの確保を推進する。特に、公園等が無い地区については、年次計画をもって用地の確保に努める。

(1) 広域避難地

・延岡植物園	・城山公園	・愛宕山御笠の御崎公園
・今山公園	・西階公園	・妙田公園

(2) 一時避難地

・近隣公園	・街区公園	・都市緑地
-------	-------	-------

2. 延焼遮断帯

避難時の安全性の確保と延焼遮断帯となる樹木の特性を利用し、火災危険区域、木造密集地域、公共施設等の立地する地域には、樹木の耐火性、配植等から熱遮断の効率を考慮した樹林帯、街路樹、生垣や庭木等の延焼遮断帯となる緑化を検討する。

3. 住民参加

ブロック塀に変わる生垣等の緑化を推進し、生垣コンクールや記念植樹等、住民が緑化に関わることができる催し等の開催を継続して検討していく。

4. 総合的な整備

延焼遮断緑地や道路、公園等のオープンスペースを確保するため、緑道の整備と狭あい道路の拡幅、建築物のセットバック等による総合的な整備を促進する。

5. 公園整備

大規模公園は、指定緊急避難場所として指定し、それ以外は、一時集合場所や防災活動拠点とする等の公園の整備を図る。

第4項 建築物不燃化等による防災対策

《主な担当機関》

- ・都市計画課
- ・区画整理課
- ・建築住宅課
- ・建築指導課
- ・消防本部

《計画目標》

市街地については家屋の密集が進み、また、道路も狭いところが多くなっている。これらは、消防自動車進入困難地域は、『道路狭小、住宅密集が要因で進入困難と判断され、一度火災が発生すれば、広範囲に拡大延焼の恐れがある。』と予想される。消防自動車進入困難、木造密集地域等をふまえた火災危険地域の指定と同時に延焼遮断帯となる緑地、道路等の整備について検討していく。

1. 家屋高密度地

家屋密集度の高い地域については、建築物の不燃化、市街地再開発等による火災延焼防止のための緩衝帯や緑地帯、避難地等の防災空間の設置、道路拡幅等を検討する。

2. 市街地

市街地の大火災を防止するための建築基準法に基づく防火、準防火地域の指定は市内商業地域等を中心とし、耐火又は準耐火構造等の規制により不燃化建築物へと促進されているが、なお都市の変革に伴いこれらの地域の拡大や違反建築物への指導、各種防災対策の実施を検討する。

3. 市営住宅

公営住宅建替事業により老朽化した市営住宅を建替えるとともに、各地区計画との整合を図りながら、良好な住環境の推進に努める。

4. 高齢者住宅

建替え計画の効率的運用を図るため、既設公営住宅改善事業等の活用により耐震化と併せバリアフリー化等の高齢者住宅の対応を進め、安全性の向上に努める。

(1) 公営住宅の建替事業

ア. 「延岡市住宅マスタープラン」及び「延岡市営住宅長寿命化計画」に基づき、福祉施策に配慮し、道路施設等公共施設との機能連携を図りながらの建替事業を実施する。

イ. 市営住宅は、全てバリアフリー仕様とし、高齢者・障がい者等の住宅としての機能を有する。

ウ. 市営住宅の統廃合等について検討する。

(2) 既存市営住宅の改善

- ア. 「延岡市営住宅長寿命化計画」に基づき、改善・改修を行う。
- イ. 安全性能を確保するため、外壁改修や耐震改修等を実施する。
- ウ. 耐久性の向上を図るため、屋根・外壁の防水や外壁の断熱改修等を実施する。

5. 狭あい道路の改善

密集市街地においては、避難や消火活動上支障のある狭あい道路の改善に努める。

第2節 建築物等災害予防計画

《基本方針》

市は、災害時に被害の発生が予想される箇所の建築物に対する点検整備を強化するとともに、耐震性、防火性を保つよう配慮する。特に、公立学校等の公共建築物については、不燃化とともに耐震性の向上に努め、老朽施設の更新、補強を進めるものとする。小・中学校をはじめとして、社会福祉施設等に通う児童・生徒等を災害から守ることは大きな責務である。さらに、公共施設等を防災の観点から整備することは、指定緊急避難場所整備の有効な施策ともなる。

同様に、民間の施設及び一般建築物等については、防災対策の重要性の周知徹底に努め、日常点検を指導するとともに、耐震性の強化を促進するものとする。

第1項 公共施設災害予防対策

《主な担当機関》

- ・危機管理課 ・建築指導課 ・都市計画課 ・消防本部
- ・各施設管理担当課

《課題/視点》

公共施設の被害は、社会経済活動及び住民生活に与える影響が非常に大きい。

このため、公共施設の防災診断を行い、耐震性、耐火性等の防災関係設備の点検等の設備の充実を計画的に整備する必要がある。

《計画目標》

1. 重要建築物の指定

施設の中で災害応急対策実施上の重要性、地域特性等を考慮し、防災上の重要建築物を指定するよう努める。

防災中枢施設	市役所・県等官公署 等
治安施設	警察署・交番・駐在所 等
消防施設	消防本部・消防署・分署 等
医療施設	救急告示・総合病院 等
避難施設	公民館・集会所・小学校・中学校 等
要配慮者施設	福祉施設・保育施設 等

2. 防災中枢施設等の機能の確保、充実

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点の整備推進に努めるとともに、保有する施設、設備については、代替エネルギーシステムの活用を含め、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄及び調達、輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

3. 建築物の耐震化

市は、防災上重要建築物に指定された施設等について耐震診断を実施し、防災拠点となる公共施設等は、多数の利用者が見込まれるほか、災害応急対策の実施拠点や指定緊急避難場所となるなど、重要な役割を果たすことから、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

(1) 市営住宅

市営住宅は、すべて不燃化建設を推進する。

(2) 住宅金融支援機構住宅

住宅金融支援機構融資による個人住宅及びマンション等の耐震、不燃化を促進する。

(3) 特殊建築物等の耐震診断及び改修計画

特殊建築物等の耐震診断、耐震改修計画について、所有者より相談があった場合、これらに応じられる体制をとる。また、改修に必要な資金については、各種制度の周知普及を図る。

4. 指定緊急避難場所となる公共施設の建築

公共建築物にあつては、災害時に有効な避難救護施設となり得るような改築等を検討する。

5. 建築物防災診断の実施

必要に応じ市及び消防機関等と協力して個々の建築物の防災診断の実施を推進する。「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の的確な施行により、耐震診断・耐震改修の促進に努める。

6. 二次災害防止のための施設の緊急点検・巡視（市の実施措置）

公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び指定緊急避難場所に指定される施設に対し、市は、応急危険度判定士等による被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定により、地震後速やかに被害状況を把握し、二次災害の防止と建築物及び宅地の災害対策上での使用の可能性について判断を行う。

7. 応急危険度判定作業の体制整備

市は、余震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定士等の派遣を県に要請する。なお、応急危険度判定の活動内容は次のとおりとする。

【応急危険度判定活動】

- ・被災建築物及び被災宅地の判定地域は、市が定める。
- ・判定作業は市の指示に従い実施する。
- ・判定の結果は、建築物は「危険」「要注意」「調査済」、宅地は「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」に区分して表示を行う。

8. 二次災害防止のための応急措置

市は、被災建築物応急危険度判定結果及び被災宅地危険度判定の結果に基づき、立ち入り制限等の措置を行う。

第2項 一般建築物災害予防対策

《主な担当機関》

- ・ 建築指導課
- ・ 空家施策推進室
- ・ 各施設管理担当課

《計画目標》

1. 建築物等に対する指導

保安上危険であると認められる建築物、老朽建築物、外装材等について構造、危険度等を調査し、使用者に対し補修等必要な措置を要望し、関係機関の指導を要請する。

また、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態の管理不全空家及び特定空家等について、所有者等に対し、適正な管理に必要な措置を講じるよう指導、勧告等を行う。

2. 既存建築物の耐震性の向上の促進

耐震性能の劣る既存建築物について、耐震改修相談窓口の開設や耐震性向上にむけた知識の啓発・普及等の施策を実施するとともに、耐震改修を促進するための体制の確立を図る。

3. 住民に対する防災知識の普及及び啓発

地震による倒壊に備え、住民に対して建築物の災害予防の知識の普及徹底を図るため、関係機関との連携のうえ、ポスターの掲示、講習会の開催、建築物防災相談所の開設等を推進する。

4. ブロック塀等の安全対策の推進

各種ブロック塀等についての実態把握、施工技術の啓発、既存塀の補強、改修等の住民啓発を進める。また、安全点検パトロール、施工者に対する技術講習会の実施、パンフレットの配布、ポスター及び広報による住民へのPR等を推進する。

5. 建物相談の体制づくり

建築物防災週間等で行っている住宅相談にあわせ、耐震工法、耐震補強等の周知普及を行う。また、土木工事においても住民からの相談を受ける体制を整備する。

6. 応急危険度判定士の養成

地震後の余震等による二次災害を予防するため、行政及び民間の建築士が被災建築物の危険度を判定する「応急危険度判定士」を県と協力し養成する。

7. 屋外広告物等の落下防止

災害の発生により広告塔、看板等の屋外広告物や街路灯、道路標識等の道路付帯構造物及び建築物等が落下、飛散し、被害を拡大させることが予想される。このため、道路管理者やその他公共施設の管理者は、施設の点検、補修、補強を図るとともに市は事業者等に対する落下防止措置の普及啓発に努める。

8. 危険物施設等における二次災害の防止

地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施し、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置を図る。

第3項 教育施設等災害予防対策

《主な担当機関》

- ・教育委員会（各施設管理担当課）

《課題/視点》

教育施設等は、人員収容能力が大きく、かつ、オープンスペースを有しており、特に、防災上重要である。教育施設等の新設・増設、又は老朽化の施設設備についての改善が必要となっている。

《計画目標》

1. 防災診断・補強

教育施設等は、必要に応じて防災診断を実施し、診断結果に基づいて補強に努める。また、危険性の高い建物から順次、防災上安全な構造物に改築するとともに指定避難所等としての機能・体制の充実を検討する。

2. 既存建築物の耐震性の向上

- (1) 教育施設等については、付属施設を除き建替えと同時に全て耐震・耐火構造とする。
- (2) 老朽施設については、点検、補強等により耐震性の向上に努める。

3. 教育施設等の耐震・耐火構造

教育施設等の新設、増設、改築等にあたっては、安全性を確保する必要がある建物については年次計画に基づいて耐震・耐火構造とする。

4. 新設・全面移転改築時の地盤調査

新設又は全面移転改築に伴う建物敷地の選定にあたっては、地震等による不等沈下、液状化の被害防止のため慎重な地盤調査を実施する。

5. 社会教育活動施設の整備推進

防災活動の核となるコミュニティセンターの建設や住民活動の組織化に努めながら、活動を推進する。

◇地区公民館等の整備

避難施設としての機能を含め、地域住民の学習機会の拡充や自主的な地域活動を進めるため、コミュニティセンターの整備を推進する。

第3節 地盤災害防止計画

《基本方針》

地震発生の際、危険性のより高い「急傾斜地崩壊」、「地すべり崩壊」、「土石流災害」、「山地災害」に対する防止対策を積極的に促進していくものとする。なお、土砂災害は降水量を要因にその被害が発生しているが、地震時の斜面崩壊、土砂の移動等に伴い豪雨期と重なれば被害が拡大することが見込まれる。これらの防止対策は県の事業として実施されるものが多く、市は事業の円滑な進行に協力するとともに、積極的な推進を関係機関に要請する。但し、緊急性を要するような場合には、必要に応じ市単独の事業としても実施する。特に、住民におかれた環境を知らせるため、市の災害危険箇所の周知と啓発を図り、避難誘導及び収容体制等を含めた避難地の検討並びに整備体制の充実に努める。また、開発行為に関して、都市計画法における開発許可制度等により規制、指導を行い、無秩序な開発行為の抑制に努め、併せて災害危険箇所の増加抑制を推進する。

第1項 土砂災害防止計画

本項目については、【風水害等災害対策編 第1章第1節 土砂災害防止計画】を準用する。

第2項 宅地造成規制・開発行為等

《主な担当機関》

- ・都市計画課
- ・土木課
- ・建築指導課
- ・総合農政課
- ・林務課

《基本方針》

「国土利用計画」、「長期総合計画」、「都市計画マスタープラン」、「住宅マスタープラン」、「景観計画」等を基本に適正かつ合理的な土地利用の推進に努める環境づくりを行っているが、住宅の老朽化、耐震性、防火性等の住宅問題もあり、周辺環境と一体となった総合的な居住環境の整備を検討していく。

《計画目標》

1. 宅地開発における防災指導の強化

斜面崩壊等の発生し易い地域における宅地開発に際しては、建築基準法、都市計画法、基本法等により災害防止の処置についての指導を行う。

市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

2. 開発等の災害防止に関する規制

(1) 軟弱地盤の改良

宅地造成の際に、地盤が軟弱である場合は地盤改良を行う。

(2) 液状化対策

宅地造成の際、土地の地盤が液状化する可能性がある場合は、地盤改良等の液状化対策を講ずる。

(3) 災害危険度の高い区域

砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については都市計画法に基づき、県と連携して原則として開発計画を抑制する。

(4) 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工斜面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

第3項 軟弱地盤液状化対策

《主な担当機関》

・土木課 ・都市計画課 ・建築住宅課 ・建築指導課

《計画目標》

1. 液状化現象の調査研究

県、大学及び民間において研究される液状化現象に関する成果を踏まえ、液状化に関する危険地域を把握し、調査資料の収集整理に努める。

2. 地盤改良工法等の普及

(1) 軟弱地盤の改良

宅地造成における地耐力調査により、地盤が軟弱である場合は地盤改良を行う。

(2) 液状化対策

液状化対策工法は、大別して地盤改良による工法と構造物で対処する工法がある。市は、これらの工法の普及に努め、適切な工法により対策を推進する。

ア. 地盤改良工法

- (ア) 粒径にばらつきのある土地砂と入れ替える置替工法
- (イ) 振動又は衝撃により、地盤内に砂利杭を形成し地盤を締め固める工法
- (ウ) 押さえ盛土による盛土工法
- (エ) 地盤凝固剤を注入する固化工法
- (オ) 地盤内に碎石杭を形成し、過剰間隙水圧を消散させるグラベルドレーン工法等

イ. 構造物で対処する工法(道路施設、港湾施設、河川施設等)

- (ア) 構造物の周囲を矢板等で囲い、内部の拘束圧を高める工法
- (イ) 支持杭や鉄筋コンクリート壁の打ち増し等既設構造物の耐力を増す工法等

3. 液状化ハザードマップの作成・公表

市は、液状化の危険を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるものとする。

第4節 河川・ため池・港湾施設等災害対策計画

《基本方針》

河川・ため池等施設の破堤による被害が想定される施設の耐震点検及び各種整備を行い、安全の確保に努めるものとする。したがって、今後とも被害状況の把握と災害記録の蓄積を図り、被害の軽減と警戒避難体制の確立に努めるとともに、主要河川等の護岸改修、水路、公共下水道の整備、老朽有無等その状況の把握と点検をはじめ、破堤による水害発生の防止に努める。海上災害に対しては、人命救助、消火活動、流出油等の拡散防止と除去、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るため、関係防災機関と連携して被害の拡大の防止に努める。

第1項 河川対策

《主な担当機関》

・土木課 ・下水道課

《課題/視点》

河川構造物は、地震時に地盤沈下、陥没を生じやすい河川沿いに堤防、護岸が築造されている。特に下流部では河川が集中するため決壊・液状化の影響が懸念される。

《計画目標》

1. 河川施設の施設の点検、耐震性の強

国が示す「耐震点検要領」等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努める。また、橋梁・排水機場・閘門・水門等の河川構造物についても検討を行い耐震補強に努める。

2. 河川施設の施設の排水体制整備

内水排除用ポンプ車等の確保についても検討し、災害時に一貫した管理がとれるよう操作マニュアルの作成、関係機関との連絡体制の確立を図る。

3. 河川施設の施設の防災体制等の整備

河川、ダム等の水位情報を把握するため、地震発生時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を確立する。

第2項 ため池・ダム対策

《主な担当機関》

・ 総合農政課 ・ 土木課 ・ 各総合支所産業建設課

《課題/視点》

ため池についても河川同様に地震の影響による堰堤の崩壊や氾濫が懸念される。これらのため池について構造種別や老朽状況等の詳細点検が必要である。

《計画目標》

1. ため池

ため池は、施工基準が定められていない明治以前に築造されたものが多いことから、受益者の協力のもとに、ため池に係る諸元等の詳細情報の整備を行い、防災重点ため池や詳細な調査を要するため池等を選定し、次のような対策を講じる。

- (1) 定期的のため池点検をため池管理者に要請し、市は点検結果の情報を把握する。
- (2) 市は点検結果を検討し、必要に応じてため池管理者と協議を行い補修等の対策を講じる。
- (3) 防災重点ため池の管理者は、震度5弱以上の地震が発生した場合には、身の安全確保ができ次第、速やかに緊急点検を実施し、市は点検結果を24時間以内に集約して県へ報告する。
- (4) 災害発生後は、ため池管理者は速やかに点検を実施し、市と協議を行い必要な処置を講じる。
- (5) 防災措置として、地震による被害の未然防止または軽減を図るため、防災重点ため池については、ため池の決壊等に係るハザードマップ等を作成・周知し、耐震化を促進する。

2. ダム

ダムの耐震設計は、河川管理施設等構造令等に準拠し、地震計を設置する等、情報収集の迅速化と耐震点検に努め、ダム管理の安全性に期すことを関係機関へ要望する。

第3項 海上及び港湾施設対策

《主な担当機関》

・土木課 ・水産課 ・生活環境課 ・消防本部

《計画目標》

1. 港湾施設災害対策

(1) 港湾の耐震化の推進

ア. 港湾・漁港における耐震強化岸壁の整備

港湾や漁港の機能が麻痺することを回避し、緊急物資等の輸送基地、指定避難所等としての機能を果たし得るように、十分な耐震性を有する岸壁を国の計画と整合を図りながら新たに整備するよう県へ要望する。

※北浦漁港：県北部における輸送・復興支援拠点として、耐震強化岸壁を整備済

イ. 施設点検、耐震性の確保

地震に対する海岸の保全施設の点検を進め、点検要領等に基づき施設の耐震性の確保を図るよう県へ要望する。

ウ. 港湾・漁港における液状化対策の推進

各港湾や漁港の地質調査をもとに、対策工法の検討を進め、岸壁の裏込材については液状化しにくい材料を使用する等、必要な液状化対策の検討を県へ要望する。

エ. 災害危険箇所の調査、整備

危険物施設、災害危険箇所の定期的点検を実施し、危険箇所の計画的な整備を図るよう県へ要望する。

(2) 活動体制の整備

ア. 活動体制の確立

災害による施設の復旧、二次災害の防止等、円滑な活動体制の確立を図るため、関係機関と連携し連絡体制、動員体制、住民の避難等に関して、必要な体制の整備に努める。

イ. 情報連絡体制の確立

市及び防災関係機関は、所定の伝達経路及び手段を確認し、情報収集の迅速化を図るとともに、沿岸地域住民、沿岸施設及び付近船舶への緊急時の情報連絡体制を確立しておく。

ウ. 住民への伝達体制の確立

市及び消防機関は、施設の被害から二次災害のおそれがある場合、住民への伝達手段として、サイレン、広報車等多様な通報伝達手段を確保し、体制を確立しておく。

2. 海上流出油災害対策

海上における地震災害に伴う危険物施設等大量の石油類の流出並びにそれに伴う火災（以下「油流出災害」という。）が発生した場合とるべき対策及び港湾施設災害については、【風水害等災害対策編 第2章 第7節 第6項 危険物等災害対策予防計画 海上流出油災害予防計画】を準用する。

第5節 津波災害対策計画

《基本方針》

津波対策は、津波の発生に際して、迅速かつ適切な避難行動をとることにより、人的被害を相当程度軽減することができることから、防潮堤や水門等、津波からの防護のためのハード面の整備と併せ、高台や津波避難場所としての機能を有する堅固な建築物等を指定緊急避難場所として指定するとともに、避難路を整備し、避難のための体制の着実な整備を推進する。

さらに、津波に関する防災上必要な教育や訓練の実施、津波の特性や津波に備える必要性等に関する市民の理解と関心を深めることで、津波対策をソフト、ハードの両面から総合的に推進する。

第1項 津波災害対策

《主な担当機関》

- | | | | |
|--------|---------|---------|--------|
| ・危機管理課 | ・土木課 | ・水産課 | ・観光戦略課 |
| ・生活福祉課 | ・こども保育課 | ・障がい福祉課 | ・総合福祉課 |
| ・介護保険課 | ・健康長寿課 | | ・消防本部 |

《計画目標》

1. 海岸保全事業の施行

- (1) 海岸護岸の整備については、発生頻度の高い津波に対しては防御できるよう、また、最大クラスの津波に対しては粘り強い効果を発揮できるよう国、県等に要望する。
 - ア. 港湾海岸保全事業
 - イ. 農地海岸保全事業
 - ウ. 河川海岸保全事業
 - エ. 漁港海岸保全事業

- (2) 県北地域の輸送基地として機能維持を国・県へ要望する。
 - ア. 延岡港
 - イ. 延岡新港
 - ウ. 熊野江港
 - エ. 古江港

2. 津波警報・注意報、避難指示の伝達体制の整備

(1) 津波警報・注意報伝達の迅速・確実化

ア. 情報の入手

市は、全国瞬時警報システム（J－ALERT）や防災行政無線など所定の津波情報の入手及び伝達経路を整備点検し、沿岸地区への津波警報・注意報伝達の迅速化を図るとともに、夜間・休日における津波警報・注意報伝達の確実化に努める。

イ. 住民への伝達

市及び防災関係機関は、津波警報・注意報及び避難指示が的確かつ迅速に伝達され、多くの住民が迅速かつ円滑に避難できるようにするために必要な体制の整備に努める。また、住民への津波警報・注意報の伝達手段として、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、Ｌ－アラート（災害情報共有システム）、防災行政無線、ケーブルテレビ、テレビ、コミュニティFM、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、インターネット（ホームページ）、広報車等の多様な情報伝達手段を確保し、住民への伝達を徹底する。

防災行政無線については、津波警報等の情報伝達に大きな役割を担うことから、デジタル化等の高度化、非常電源の容量確保や耐震性の向上を図り、充実に努める。

このほか、災害時の情報伝達手段としてツイッターやフェイスブックなどのソーシャルメディアなどを活用するなど、伝達手段の多重化に努める。

なお、防災行政無線等で避難を呼びかける際には、予想される被害の大きさに応じて放送内容に違いを持たせるなど、緊迫感を持たせ住民の避難を促すため、呼びかけの工夫を行うよう努めるものとする。

(2) 伝達協力体制

市は、沿岸部の多数の者が出入りする施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業所（旭化成等）及び自主防災組織等とあらかじめ津波警報・注意報の伝達系統の確立等に関し継続して協議を行い、協力体制の増強に努める。

3. 津波監視体制

(1) 陸上からの監視（市）

津波監視場所は、海岸付近の低地での監視は行わず、監視者の安全性の確保のうえ、過去の津波記録等を勘案し、津波の早期発見に適した場所を設定する。

(2) 津波監視担当者の選任

地震発生後速やかに津波監視を開始できるよう、関係機関と連携し津波監視担当者を選任する。

4. 津波避難計画

(1) 避難対象地域の選定及び避難困難地域の抽出

市は、県が公表した新たな津波浸水想定に基づき、避難対象地域を選定し、重点的に避難体制の整備を進める。また、避難対象地域内で最短津波到達時間内に避難できる場所が無い地域を特定津波避難困難地域として抽出するものとする。

(2) 津波避難路の整備

ア. 地域主体

高台や裏山などに迅速な避難を行うためには、津波避難路の確保が必要となる。このため、「協働・共汗津波避難路整備事業」などを活用し、避難路の簡易な舗装や工事に必要な原材料、資材の提供を市が行い、住民との協働作業によって津波避難路の整備に努める。避難路の整備にあたっては、高台等への経路には手すりを付けたり、階段やスロープ式にするなど、高齢者等の要配慮者（災害時要配慮者）に配慮したものとする。また、夜間にも安全に避難できるよう、地震による停電時にも点灯可能な避難誘導標識等の整備に努める。

イ. 市主体

避難困難地域において、新たに高台を指定緊急避難場所に指定をし、そこへ通じる道路が無い場合については、市が地元と協議し津波避難路を整備するものとする。

(3) 指定緊急避難場所の指定

津波浸水想定地域内において、高台等がない地域では、指定緊急避難場所としての機能を有する堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物などを、津波避難ビルとして整備・指定に努めるものとする。なお、津波避難ビルを指定する際、施設管理者と確認書等を締結するものとする。

(4) 避難関連施設の整備

◇市は、特定津波避難困難地域内において、住民を最短津波到達時間内に避難させるため、地元と協議・調整を図り、指定緊急避難場所として、津波避難施設を整備するものとする。

◇市は、津波浸水想定地域外に、津波で被災し住居等を失った方が命をつなぐための「指定避難所」を整備するものとする。

◇市は津波から命を守るために整備する「指定緊急避難場所」と命をつなぐ目的で整備する「指定避難所」について、間違わないように両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。

- (5) 観光地等の利用者の避難誘導及び指定緊急避難場所看板等の設置
市は、観光客等の地理的不案内者が予想される施設の管理者、事業者及び自主防災組織等とあらかじめ津波に対する避難誘導についての協議を行い、情報伝達及び避難方法、指定緊急避難場所等を定めておく。また、場所に応じて、「津波避難場所表示看板」等を設置するなどして、周辺の地理や津波に対する注意喚起に関する周知を図る。
- (6) 避難誘導等にあたる者の安全確保
市は、消防職員や消防団員、警察官、市職員などの水門閉鎖等の防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る退避ルールを定めるよう努めるものとする。また、国等は、水門・陸閘閉鎖の遠隔操作・自動化の推進や緊急地震速報との連動システムによる遠隔操作、情報連絡体制の整備に努めるものとする。

5. 津波に関する知識の普及

- (1) 住民への普及
日頃から津波に対する次のような注意事項を繰り返して周知する。
- ア. 震度4程度以上の地震を覚知したとき、又は弱い地震であってもゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。避難の基本は、より遠くではなく、近くて高い場所を目指して避難する。
 - イ. 津波発生時の避難は、徒歩避難を原則とする。なお、徒歩困難者が避難する場合など自動車避難を検討せざるを得ない場合は、自動車使用の限界量以下に抑制するよう地域での合意形成に努める。
 - ウ. 大きな揺れを感じたらまず避難を優先し、その後でラジオ、テレビ、無線放送等を通じて津波等に関する正しい情報を入手するようにする。
 - エ. 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
 - オ. 地震を感じなくても、津波注意報が発表されたら、直ちに海水浴や磯釣りを止め、海岸のそばから離れる。
 - カ. 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。
- (2) 津波に関する防災教育
住民が、津波に関する最新の知見や地域において想定される津波による被害、津波が発生した際にとるべき行動等に関する知識の習得を通じて、津波が発生した際に迅速かつ適切な行動をとることができるよう、学校教育その他の機会を通じ、津波に関する防災上必要な教育の普及に努める。

6. 津波に対する防災訓練と意識啓発

(1) 防災訓練及び自主避難に関する意識啓発

津波による被害を防止するため、迅速に近隣で協力して避難が行えるよう、自主防災組織等を含めた防災訓練を実施する。訓練では、高齢者や障がい者なども含め、実際にどれくらいの時間で避難できるか避難に要する時間を計測したり、くり返し訓練を行うことで、避難時間の短縮を図るなど、実効性のある内容となるように工夫を行う。特に、津波から身を守るためには、迅速な自主避難行動が重要であることから、平常時から継続して津波に対する防災意識の啓発に努める。

(2) 住民への指定緊急避難場所等の周知

津波による被害のおそれのある地域の住民については、適切な場所に、統一的な図記号等を記載した「津波避難場所表示看板」等を設置するなどして、日常から津波の指定緊急避難場所を周知する。また、高齢者等が地域で協力して避難できる体制づくりを目指し、地域住民による自主防災組織等の組織化を図る。

7. 想定される津波被害の周知等

(1) 最新の知見に基づいた津波被害の周知等

地域において想定される津波により浸水する範囲及び、その水深を住民に周知するに当たっては、国や県が行った津波に関する最新の知見に基づく被害の予測結果を活用し、周知を図る。

(2) 「津波ハザードマップ」の整備

市は、津波による浸水が予想される地域について、県が作成した宮崎県津波浸水想定に基づき、津波浸水想定区域、指定緊急避難場所の位置や名称等を分かりやすく表示した津波ハザードマップの整備を行い、住民に配布した。なお、今後の見直し等にあたっては、地域住民の参画を得るよう努めるものとする。

8. 危険物を扱う施設の津波からの安全確保

産業との調和に配慮しつつ、消防等の関係機関と協力して、石油類や火薬類、高圧ガス、その他の危険物を大量に扱う施設の津波からの安全確保に努めるものとする。

第6節 交通施設災害予防計画

《基本方針》

道路、鉄道等の管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等に努める。そのため、災害時の交通途絶に応じた迂回路や緊急交通路の指定等の事前対策も十分検討しておく必要がある。

第1項 道路施設等の点検・整備計画

《主な担当機関》

・土木課 ・都市計画課 ・高速道対策課 ・林務課

《課題/視点》

地震災害時は、災害の発生に際して道路の被害が即時表面化し、被災者の避難行動や各機関の災害応急対策の障害となって現れることが想定される。そのため、災害時の交通途絶に応じた迂回路や緊急交通路の指定等の事前対策も十分検討しておく必要がある。

また、道路防災点検調査において橋梁等の震災点検が実施されているが、今後も耐震性の向上や点検等の充実が課題となる。

《計画目標》

1. 道路整備

- (1) ア. 地震時の救援物資の輸送、救助・救急、消火活動等の緊急活動を迅速・円滑に実施するため、道路幅員の拡大、交通拠点へのアクセス道路を多重性のある道路ネットワークの整備に努める。
イ. 緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、港湾等の主要な拠点とのアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。
ウ. 避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。
- (2) 道路、擁壁、周辺の人工斜面等の施設ごとに、老朽化したり、耐震性に問題のある箇所点検・補修を行うことにより耐震性を確保し、迅速な復旧体制の整備に努める。
- (3) 土砂崩壊・落石等の危険箇所について現況調査を行い、法面防護工等の設置を関係機関も含めて検討する。

- (4) 災害時の避難・災害応急対策等の障害となるような幅員の狭い橋や老朽橋については、耐震性の強化を含め架替えや拡幅等を検討する。
- (5) 市内通過交通量の分散・緩和と災害時における交通途絶に応じた迂回路や緊急交通路の指定等の事前対策も十分検討する。
- (6) 狭あいな生活道路（4 m未満）については、建築時におけるセットバック指導と、5 m以上の道路整備計画を目指す。

2. 橋梁等の整備

- (1) 老朽化した橋梁については法定点検及び緊急点検等を踏まえた補修や改良等を行っていくとともに、危険度の高いものから順に耐震性強化に努める。
- (2) 道路・橋梁等の被害を防止し、また、被害の誘因となるものを排除するため、道路パトロールを強化する等、道路の維持補修に努める。
- (3) 幅員の狭い道路や橋梁等について、拡幅や架替え等の改良を検討する。

3. 緊急交通路

本項目については、【風水害等災害対策編 第1章第5節第1項 2. 緊急交通路】を準用する。

第2項 鉄道施設災害対策

本項目については、【風水害等災害対策編 第1章 第5節 第2項 鉄道施設災害対策】を準用する。

第7節 上水道、下水道施設災害予防計画

《基本方針》

上水道及び下水道関連施設の耐震性等を強化して、地震等災害時の被害を最小限にとどめ、速やかに被害施設の復旧を可能にするために必要な施策を実施するものとする。また、地下埋設物に係わる大規模な事故の発生を未然に防止し、二次災害の拡大を予防し、住民の安全確保に努める。

《主な担当機関》

・上下水道局 ・林務課 ・水産課 ・生活環境課

《課題/視点》

上水道及び下水道施設は、液状化等による地震の被害を受けることが予想される。そのため、被害を最小限にとどめることや人員・資機材を充当した復旧体制の確立が重要となる。

《計画目標》

1. 上水道関連

- (1) 震災時の水不足を補うため安定的な供給体制を検討し、広域的な連携のもと応急給水拠点を整備する。そのため、施設の重要度、人口及び将来計画を十分配慮して、施設の防災対策を検討する。
- (2) 水道施設の整備については、日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって、施設の耐震化を推進する。
 - ア. 施設・設備の耐震化
水道施設耐震化計画を基に浄水場や配水池など重要な施設の耐震化を推進する。
 - イ. 管路の耐震化
水道施設耐震化計画を基に断水被害を最小限にとどめるため管路の耐震化を推進する。

2. 下水道関連

- (1) 災害時に河川等の水質保全や生活環境の安全を図るため、関係機関とも連携しながら、耐震化等災害に強い公共下水道の整備を積極的に推進する。
- (2) 下水の貯留・中継施設の確保、処理施設代替え方策等について、業務継続計画（下水道BCP）に基づき実施を図る。

3. 下水道施設災害予防計画

本項目については、【風水害等災害対策編 第1章第8節第2項 下水道施設災害予防計画】を準用する。

4. 下水道総合地震対策計画

下水道管路及び下水処理場等の耐震化、マンホールトイレシステムの施設整備を計画的に図る。

第8節 火災予防計画

第1項 火災予防対策

本項目については、【風水害等災害対策編 第1章 第9節 第1項 火災予防対策】を準用する。

第2項 消防力・消防設備の整備強化対策

本項目については、【風水害等災害対策編 第1章 第9節 第2項 消防力・消防設備の整備強化対策】を準用する。

第9節 初動体制の確立

第1項 市防災会議運用計画

本項目については、【風水害等災害対策編 第1章 第11節 第1項 市防災会議運用計画】を準用する。

第2項 動員配備体制の充実

本項目については、【風水害等災害対策編 第1章 第11節 第2項 動員配備体制の充実】を準用する。

第3項 災害発生前の体制の確立

本項目については、【風水害等災害対策編 第1章 第11節 第3項 災害発生直前の体制の確立の1から3(1)】を準用する。ただし、3(2)以降は以下のとおりとする。

(2) 情報の収集・連絡・分析整理体制の整備

地震発生時の迅速な初動体制の構築に資する地震観測態勢の整備、及び災害時の情報収集・伝達手段として機能する情報通信機器・施設の整備を図るとともに、通信機器操作の習熟に努めるものとする。

また、収集した情報を的確に分析整理するために必要な体制の整備を図るものとする。

ア. 人材育成等

市は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

イ. 地理情報システムの構築等

市は、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進に努めるとともに、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努めるものとする。

ウ. 最新の情報通信関連技術の導入

市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第4項 業務継続計画策定等

本項目については、【風水害等災害対策編 第1章 第11節 第4項 業務継続計画策定等】を準用する。

第10節 気象等観測体制整備計画

《基本方針》

地震災害や津波災害は、住家や公共施設に甚大な被害をもたらす危険性が高く、地震の規模、津波の到達時間等のデータが非常に重要となる。そのため、市は気象に関する自然災害防止を図るため、宮崎地方気象台及び県が発する予報・警報等を的確に伝達するための施設の整備、観測体制の充実に努めるものとする。

第1項 気象等観測体制の整備

《主な担当機関》

・危機管理課 ・消防本部

《課題/視点》

市内及び近隣市における地震津波観測施設は、強震計、計測震度計、潮位観測施設等があり、これらの観測体制や情報の入手、活用を拡充し、関係機関と連携した災害の予知、被害拡大の防止に努める必要がある。

《市の現況》

1. 計測震度観測施設

延岡市天神小路	気象庁
延岡市北方町総合運動公園	気象庁
延岡市北川町川内名白石	防災科学技術研究所
延岡市東本小路	宮崎県
延岡市北浦町古江	宮崎県
延岡市北方町総合支所	宮崎県
延岡市北川町総合支所	宮崎県

2. 潮位観測所

日向市細島伊勢	国土交通省国土地理院
---------	------------

《計画目標》

1. 通報・連絡体制の整備

地震による火災・津波等の被害を覚知した場合、適切に県や関係機関に通報・応援要請が行えるよう、防災担当者以外の職員についても通信機器等の操作・伝達方法の習熟を拡充する。

2. 警報装置等の整備と警戒避難体制の整備

避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ周知できるよう、防災情報の収集・伝達体制の整備、予報・警報等を的確に伝達するための組織体制や避難計画に活用するための組織体制の確立を目指す。

第11節 情報通信施設等整備計画

第1項 無線通信施設の整備

本項目については、【風水害等災害対策編 第1章 第13節 第1項 無線通信施設の整備】を準用する。

第2項 有線通信設備（災害時優先扱いの電話等）の整備

本項目については、【風水害等災害対策編 第1章 第13節 第2項 有線通信設備（災害時優先扱いの電話等）の整備】を準用する。

第3項 各種防災情報システムの整備

本項目については、【風水害等災害対策編 第1章第13節第3項 各種防災情報システムの整備】を準用する。

第4項 広報体制の整備

本項目については、【風水害等災害対策編 第1章 第13節 第4項 広報体制の整備】を準用する。

第12節 防災活動体制の整備計画

第1項 防災中枢機能等の確保・充実

本項目については、【風水害等災害対策編 第1章 第14節 第1項 防災中枢機能等の確保・充実】を準用する。

第2項 医療救護体制の整備

本項目については、【風水害等災害対策編 第1章 第14節 第2項 医療救護体制の整備】を準用する。

第3項 緊急輸送体制（災害時ヘリポート）の整備

本項目については、【風水害等災害対策編 第1章 第14節 第3項 緊急輸送体制（災害時ヘリポート）の整備】を準用する。

第13節 広域応援体制整備計画

第1項 県、自衛隊との連携体制の整備

本項目については、【風水害等災害対策編 第1章 第15節 第1項 県、自衛隊との連携体制の整備】を準用する。

第2項 市町村間の相互協力体制の整備

本項目については、【風水害等災害対策編 第1章 第15節 第2項 市町村間の相互協力体制の整備】を準用する。

第3項 防災関係機関の連携体制の整備

本項目については、【風水害等災害対策編 第1章 第15節 第3項 防災関係機関の連携体制の整備】を準用する。

第4項 応援活動のための体制整備

本項目については、【風水害等災害対策編 第1章 第15節 第4項 応援活動のための体制整備】を準用する。

第5項 県防災救急ヘリコプターとの連携体制の整備

本項目については、【風水害等災害対策編 第1章 第15節 第5項 県防災救急ヘリコプターとの連携体制の整備】を準用する。

第14節 指定緊急避難場所等整備計画

第1項 避難誘導體制の整備

本項目については、【風水害等災害対策編 第1章 第16節 第1項 指定緊急避難場所整備計画】を準用する。

第2項 指定緊急避難場所整備計画

本項目については、【風水害等災害対策編 第1章 第16節 第2項 指定緊急避難場所整備計画】を準用する。ただし、4.以降は以下のとおりとする。

4. 指定緊急避難場所の整備

(1) 指定緊急避難場所の整備

避難誘導を円滑に行うために指定緊急避難場所周辺に指定緊急避難場所誘導標識の設置を行うとともに、携帯電話の機能を活用した指定緊急避難場所の位置を確認できるような対策を推進する。

また、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、昭和56年以前に建築された建物については、耐震診断を実施し、必要に応じて補強や耐力度調査による改築に努めるとともに、天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を推進する。指定緊急避難場所に指定している民間施設等について、天井材の落下などの非構造部材による被害の軽減や、エレベーター内閉じ込め防止対策等についても必要な助言等を行うなど、施設管理者等の対策を促進するよう努める。

5. 津波避難対象地域における公共施設整備の方針

市は、津波避難対象地域に公共施設を整備する場合、「延岡市公共施設整備に係る津波指定緊急避難場所の整備に関する指針」に基づいて検討する。

6. 地震対策における指定緊急避難場所

- (1) 避難場所候補地として、同行政区内の公園、小・中学校等のグラウンド、大規模な公共空地等を選定する。
- (2) 候補地の避難場所が土砂災害危険区域、地震時に危険性がある場合には、隣接地区の公園・空地等を選定する。
- (3) 同行政区内に施設が無い場合には、隣接地区の公園、小・中学校等のグラウンド、大規模な公共空地等を選定する。

7. 津波対策における指定緊急避難場所

- (1) 候補地として、海岸、河口域の低地を除く高台や裏山等のほか、堅ろうな建物や施設等を津波避難ビルとして選定する。
- (2) 津波の規模、到達時間等に応じてより高所で安全な場所を確保する。
- (3) 県の南海トラフ巨大地震に係る地震津波の規模を想定する。

第3項 指定避難所整備計画

本項目については、ただし、以下の事項に定めのないものについては、【風水害等災害対策編 第1章 第16節 第3項 指定避難所施設・設備整備計画1、2及び4】を準用する。

1. 指定避難所の開設

指定避難所の開設は、厚生班が施設の被害状況を確認したうえ施設及び資機材の利用可能性、状況を判断し行う。なお、施設を使用する場合にはその施設の管理者に事前に通報する。

(1) 市選定基準

本市における指定避難所は、次の手順により選定する。市内に適当な施設又は場所がない等市のみで対応が困難な場合は、総務班を通じて県及び近隣市町と協議の上、避難所を指定する。

ア. 地震対策における指定避難所

- (ア) 指定避難所候補地として、同行政区内の小・中学校、地区（自治）集会所等の公的施設を選定する。
- (イ) 候補地の避難所が土砂災害等の危険区域である場合には、隣接地区の地区（自治）集会所、又は小・中学校等を選定する。
- (ウ) 同行政区内に地区（自治）集会所等の施設が無い場合には、隣接地区の集会所、又は小・中学校等を選定する。

(2) 設置及び収容状況報告

指定避難所を開設したときは、総務班を通じて県に次の事項を報告する。

【指定避難所開設時の県への報告事項】

- ア. 避難対象地域
- イ. 指定避難所開設の日時、場所、施設名
- ウ. 収容状況及び収容人員
- エ. 開設期間の見込み

(3) 避難対象者

ア. 災害によって被害を受けた者

- (ア) 住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受け、日常生活する場所を失った者
- (イ) 自己の住家の被害に直接関係はなく、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

イ. 災害によって被害を受けるおそれがある者

- (ア) 避難指示を受け、避難しなければならない者
- (イ) 避難指示を受けてないが、緊急に避難することが必要である者

(4) 開設場所

- ア. あらかじめ指定した指定避難所の被災状況、周辺火災の延焼の可能性、危険物の有無等の安全性のほか、ライフライン及び道路の途絶等の状況を確認の上、指定避難所を開設する。
- イ. あらかじめ指定した指定避難所で不足する場合には、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げや、野外に天幕等を設営し避難所を開設する。さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、市外にあるものを含め、旅館やホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- ウ. 被害が激甚なため、市内に指定避難所を開設することが困難な場合は、隣接市町村の指定避難所への収容委託や、隣接市町村の建物又は土地を借り上げて避難所を開設する。
- エ. 災害時要配慮者の避難生活支援のため、福祉避難所を開設し介助員を派遣する。

(5) 設置期間

- ア. 指定避難所は必要最低限の期間設置するものとし、日時経過により避難者が減少するときは逐次開設数等を整理縮小する。
- イ. 指定避難所の開設は応急的なものであることから、指定避難所とした施設が本来の施設機能を回復できるよう、できるだけ早期解消を図る。特に、学校を指定避難所とした場合には、教育機能の早期回復を図る。
- ウ. 指定避難所の生活が長期化する場合は、必要に応じて公的住宅や借家等への転居、応急仮設住宅の建設を進める。
- エ. 救助法が適用された場合の指定避難所の開設期間は、最大7日以内とする。ただし、期間を延長する必要がある場合には、厚生労働大臣の承認を必要とするため、県と協議する。

2. 指定避難所の運営

(1) 管理責任者の配置

主な指定避難所ごとに、原則として市職員の管理責任者を配置する。ただし、災害発生直後から当面の間は、管理責任者として予定していた者の配置が困難なことも予想されるため、本来の施設管理者を管理責任者として充てることも考えられることから、施設管理者の理解を十分に得ておく。また、管理責任者は昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制に整備する。

(2) 管理責任者の役割

管理責任者は、概ね次の業務を行う。

- ア. 避難者の人数、世帯の構成、住家の被害状況、要配慮者の人数、被服や寝具その他生活必需品の不足の状況等を把握できる避難所被災者台帳を整備する。
- イ. 被災者台帳に基づき常に避難者の実態や需要を把握する。災害時要配慮者を把握した場合、必要に応じホームヘルパーの派遣、社会福祉施設への緊急入所又は福祉避難所への収容を行うため関係機関等と連絡調整を行う。
- ウ. 被災者に必要な食糧、飲料水その他生活必需品の供給について、常に市災対本部と連絡を行う。また、それらの供給があった場合、物資受払簿を整備し、各世帯を単位として配布状況を記録しておく。
- エ. ボランティア組職等の支援に関して、適切な指示を行う。

(3) 生活環境の整備

避難者の生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、次の事項について対応する。

- ア. 避難者に必要な食料その他生活必需品を避難者の世帯人員や不足状況に応じて公平に配布する。
- イ. 指定避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、必要に応じて次の設備や備品を整備し、避難者に対するプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設備の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。
- ウ. バリアフリー化されていない施設を指定避難所とした場合には、災害時要配慮者が利用しやすいよう、速やかに障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。
- エ. 一定の設備を備えた指定避難所を維持するため、衛生管理対策をすすめるとともに必要な電気容量を確保する。
- オ. 避難者への情報提供や被災者相互の安否確認を行うため、指定避難所にラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ等の通信手段を確保する。
- カ. 市男女共同参画部局等との連携を図りながら、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点や性的マイノリティに配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、男女共同のユニバーサルトイレの設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。なお、指定避難所における防犯対策を進めるため、警察と連携し各指定避難所の巡回やパトロール等を実施することとし、指定避難所の治安・防犯等の観点から、真にやむを得ない理由がある場合には、警備員等の雇用も考慮する。

(4) 住民による自主的運営

指定避難所における生活が長期化する場合には、被災前の地域社会の組織やボランティアの協力を得て、自治組織の育成等、避難者による自主的な運営が行われるよう努める。また、避難者の自主的なルールづくりを支援したり、普段から住民の参加する避難所運営訓練を実施するなどして円滑な運営を図る。

指定避難所の運営にあたっては、女性の視点やニーズを反映するため、避難所運営に女性リーダーを配置するなど、女性や子ども等に配慮した避難所環境の整備に努める。

(5) 指定避難所以外の被災者への支援

指定避難所への避難が困難で、指定された場所以外の避難所に避難した被災者に対して被災状況の把握に努め、食糧、飲料水、生活必需品の供給を行うと共に、円滑な生活支援がなされるよう指定避難所への速やかな避難を支援する。

3. 避難者の状況把握

市は、災害発生直後より、避難者の状況を把握するため指定避難所に被災状況登録窓口を設置し、次の事項の把握に努める。なお、把握された事項については、被災地の現地調査、住民登録の台帳との整合を図り、指定避難所の開設期間の設定や物資の供給に活用する。

(1) 登録事項

- ア. 世帯主の氏名、年齢、性別、住所、電話番号
- イ. 家族の氏名、年齢、性別、学童の学年
- ウ. 親族の連絡先
- エ. 住家被害の状況や人的被害の状況
- オ. 食品、飲料水、被服や寝具その他生活必需品の必要性の状況
- カ. 要配慮者の状況
- キ. その他、必要とする項目

(2) 登録の方法

事前に登録事項の様式を作成し、調査責任者を選任のうえ登録する。

(3) 登録結果の活用

登録された状況は、指定避難所の開設期間、食糧や飲料水の要供給数、被服や寝具その他の生活必需品の要配布数、応急仮設住宅の要設置数、学用品の要給与数、指定避難所の生活環境の整備等に活用する。

(4) 登録結果の報告

登録の結果は、日々、市災対本部に集約する。なお、この結果は通常、県（危機管理局）へ報告し、救助法が適用となった場合は県（社会援護課）へ必要な項目を報告する。

4. 資機材の配備、食糧等生活必需品の調達及び確保

指定避難所を開設した場合、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保を行うものとする。

5. 指定避難所における設備等の検討

市は、指定避難所に必要な設備のうち、最低限必要と考えられる設備等については、年次計画を立案し、逐次整備を検討する。

また、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、昭和56年以前に建築された建物については、耐震診断を実施し必要に応じて補強や耐力度調査による改築に努めるとともに、天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転落防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を推進する。指定避難所に指定している民間施設等については、天井材の落下などの非構造部材による被害の軽減やエレベーター内閉じ込め防止対策等についても必要な助言等を行い、施設管理者等の対策を促進するよう努める。

- (1) N T T西日本等と連携し、指定避難所への災害時特設公衆電話の設置を推進する。
- (2) 指定避難所への発電機等の設備設置に努める。

第4項 避難路整備計画

本項目については、【風水害等災害対策編 第1章 第16節 第4項 避難路整備計画】を準用する。

第5項 避難場所等の周知と広報

本項目については、【風水害等災害対策編 第1章 第16節 第5項 避難場所等の周知と広報】を準用する。

第6項 応急仮設住宅供与体制整備計画

本項目については、【風水害等災害対策編 第1章 第16節 第6項 応急仮設住宅供与体制整備計画】を準用する。

第15節 災害備蓄物資及び装備資機材等整備計画

第1項 備蓄物資の整備計画

本項目については、【風水害等災害対策編 第1章 第17節 第1項 備蓄物資の整備計画】を準用する。

第2項 給水体制の整備

本項目については、【風水害等災害対策編 第1章 第17節 第2項 給水体制の整備】を準用する。

第3項 装備資機材等の整備充実

本項目については、【風水害等災害対策編 第1章 第17節 第3項 装備資機材等の整備充実】を準用する。

第16節 防災訓練計画

《基本方針》

市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

《主な担当機関》

・危機管理課 ・学校教育課 ・各課室 ・防災関係機関

1. 大規模な地震を想定した訓練

- (1) 市は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練は少なくとも年1回以上実施するものとする。
- (2) 市は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な避難のための災害応急対策を中心とすること。

2. 県への要請

自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めることができる。

3. 関係機関・団体との連携

県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うこと。

- (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
- (2) 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- (3) 津波警報等の情報収集、伝達訓練
- (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各指定緊急避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

4. 津波災害を想定した訓練

津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、県の想定に基づいた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

第17節 防災知識普及計画

《基本方針》

第1項 住民に対する防災知識の普及

本項目については、次の事項のほか、【風水害等災害対策編 第1章 第19節 第1項 住民に対する防災知識の普及】を準用する。

1. 国及び地方公共団体は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。
2. 国、公共機関、地方公共団体等は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。
 - (1) 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識
 - (2) 波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報
 - (3) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、指定緊急避難場所の孤立や指定緊急避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性

- (4) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策
- (5) 警報・注意報発表時や避難指示等発令時にとるべき行動、指定緊急避難場所での行動
- (6) 災害時の家族内の連絡体制の確保

3. 国及び地方公共団体は、津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ、津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等が取ることができるよう、防災教育などを通じた関係主体による危機意識の共有、いわゆるリスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図るものとする。

4. 地方公共団体は、津波によって浸水が予測される地域について事前に把握し、津波浸水想定を設定するとともに当該津波浸水想定を踏まえて指定緊急避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図るものとする。

5. 国及び地方公共団体は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行うものとする。なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

第2項 職員に対する防災教育

本項目については、【風水害等災害対策編 第1章 第19節 第2項 職員に対する防災教育】を準用する。

第3項 防災に関する調査研究計画

本項目については、【風水害等災害対策編 第1章 第19節 第3項 防災に関する調査研究計画】を準用する。

第4項 防災相談

本項目については、【風水害等災害対策編 第1章 第19節 第4項 防災相談】を準用する。

第5項 災害の伝承

《主な担当機関》

- ・ 危機管理課
- ・ 各課室

1. 市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く住民が閲覧できるように公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう啓発に努める。
2. 住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

第18節 自主防災組織整備計画

《基本方針》

「宮崎県地震・津波及び被害の想定」で想定したような大規模な地震・津波災害に立ち向かうためには、行政の対応に加え、市民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。

このため、市は、自主防災組織の育成、強化を図り、消防団とこれらの組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による自主防災組織のリーダーの育成、多様な世代が参画できるような環境の整備等により、これら組織の日常化、訓練の実施を促し、自主防災組織の組織率の向上及び活動の活性化を促進するものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第1項 自主防災組織育成計画

本項目については、【風水害等災害対策編 第1章 第20節 第1項 自主防災組織育成計画】を準用する。

第2項 自主防災活動計画

本項目については、【風水害等災害対策編 第1章 第20節 第2項 自主防災活動計画】を準用する。

第19節 ボランティアの環境整備計画

第1項 活動支援体制の整備

本項目については、【風水害等災害対策編 第1章 第21節 第1項 活動支援体制の整備】を準用する。

第2項 ボランティアの育成

本項目については、【風水害等災害対策編 第1章 第21節 第2項 ボランティアの育成】を準用する。

第20節 要配慮者等支援計画

第1項 避難行動要支援者の安全対策

本項目については、【風水害等災害対策編 第1章 第22節 第1項 避難行動要支援者の安全対策】を準用する。

第2項 要配慮者対策

本項目については、【風水害等災害対策編 第1章 第22節 第2項 要配慮者対策】を準用する。

第3項 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

本項目については、【風水害等災害対策編 第1章 第22節 第3項 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策】を準用する。

第4項 観光客及び外国人対策

本項目については、【風水害等災害対策編 第1章 第22節 第4項 観光客及び外国人対策】を準用する。

第21節 被災地等における秩序の維持、物価の安定等に関する活動

第1項 帰宅困難者対策

本項目については、【風水害等災害対策編 第1章 第23節 第1項 帰宅困難者対策】を準用する。

第22節 地震防災緊急事業の推進

《基本方針》

防災関係機関は、各節に定めるもののほか、「防災基本計画 震災対策編 中央防災会議（災害予防）」に掲げる事項に留意して地震災害予防のための事業を検討するものとする。

第1項 地震防災緊急事業の推進

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく「地震防災緊急事業5ヶ年計画」の作成とこれに基づく事業を促進する。

《主な担当機関》

・危機管理課 ・各課室

《計画目標》

1. 地震防災緊急事業5ヶ年計画

「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」第2条において、都道府県知事は、人口・産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然条件を総合的に勘案して、地震により著しい被害が発生すると見込まれる地区について「地震防災緊急事業5ヶ年計画」を作成することができると定められている。

2. 計画年度

1次	平成8年度～平成12年度
2次	平成13年度～平成17年度
3次	平成18年度～平成22年度
4次	平成23年度～平成27年度
5次	平成28年度～令和2年度
6次	令和3年度～令和7年度

3. 「地震防災緊急事業5ヶ年計画」の対象事業

- (1) 主務大臣の定める基準に適合する事業
- (2) 都道府県地域防災計画に基づく事業

(3) 市町村が実施する事業については、市町村地域防災計画に定める基準であることを要件とする次の施設等の整備等である。

ア. 避難地

イ. 避難路

ウ. 消防用施設

エ. 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

オ. 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設

カ. 共同溝、電線共同溝の電線、水管等の公共物件を収容するための施設

キ. 公的医療機関等のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

ク. 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

ケ. 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

コ. 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

サ. 上記キからコのほか、不特定多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの

シ. 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設

ス. 砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの

セ. 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設

ソ. 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備

タ. 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備

チ. 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫

ツ. 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材

テ. 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

4. 作成の手続き

知事は、計画の作成、変更にあたり、市長の意見を聴取する。(地震防災対策特別措置法第2条第2項及び第4項)

5. 地震防災緊急事業に係わる国の負担補助の特例

津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業（津波避難対策緊急事業）のうち、以下のものは、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第13条に津波避難対策緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等の規定が設けられている。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備で地方公共団体その他の政令で定める者が実施するもの

- (2) 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路の整備で地方公共団体その他の政令で定める者が実施するもの

6. 事業の実施

県、市は、「地震防災緊急事業5ヶ年計画」に基づき、地震防災緊急事業の計画的執行に努める。

第2項 河川防災ステーションの整備

《基本方針》

地震・津波災害等から人命の安全を確保するための指定緊急避難場所、救助施設等の整備を行ない、また、災害応急対策の実施のため、災害用装備資機材等をあらかじめ配備する河川防災ステーション（防災拠点）整備に努める。

《主な担当機関》

- ・ 危機管理課
- ・ 警防課

《計画目標》

1. 整備計画

地震・津波により著しい被害が発生すると見込まれる地区において、平常時には地域防災の訓練の場、さらには防災資機材や非常物資備蓄の場として、災害発生時には指定緊急避難場所や応急活動の場として河川防災ステーションの整備を推進していく。また、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設整備に努める。

2. 対象事業

消防用等施設	<ul style="list-style-type: none"> (1) 緊急輸送を確保するために必要な緊急ヘリポート (2) 消防活動に必要な水源確保のための消防水利施設（人工水利施設：消火栓、防火水槽等） (3) 災害時における必要な資機材等の調達を円滑に図るための救出救助用資機材施設
応急資機材施設・整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食糧、生活必需品等の備蓄倉庫 (2) 災害時において、被災者に飲料水供給を確保できるような貯水槽及び応急給水資機材等の整備
防災情報施設・整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 津波等の監視体制が取れる潮位監視施設 (2) 津波等の警報・注意報の発表時に地域住民に迅速な情報伝達のための通報システム整備

《事業の実施》

市は、河川防災ステーションの整備計画に基づき、計画的に執行に努める。
(平成17年度からの計画)

場所	井替川防災ステーション
事業の概要	緊急ヘリポートの整備 耐震性貯水槽の配備 防火水槽の配備 拠点避難地としての整備 防災行政無線施設の配備 津波観測システムの整備 防災資機材倉庫の配備 災害備蓄倉庫の整備

(平成29年度からの計画)

場所	天下地区五ヶ瀬川防災ステーション
事業の概要	緊急ヘリポートの整備 水防活動拠点施設としての整備 避難場所としての整備 防災行政無線施設の配備 防災資機材倉庫の配備 災害備蓄倉庫の整備

第2章

災害応急対策計画

第1節 津波警報・注意報等伝達計画

《基本方針》

市域に地震災害の発生のおそれがある場合、気象業務法に基づいて発表される地震情報、津波注意報、警報及び津波情報等を迅速かつ確実に伝達するため、伝達システムを定めて適切な防災対策の実施を図るものとする。

《主な担当機関》

- | | | | |
|-------|---|-------|-----|
| ・ 総務班 | ： | 危機管理課 | 管財課 |
| ・ 情報班 | ： | 総務課 | 職員課 |

第1項 地震に関する情報の種類

1. 情報の収集及び伝達の流れ

情報の収集及び伝達事項は概ね次の内容であり、各対策部は、各種情報の緊急性、重要性等を判断し必要な措置をとる。

(1) 地震情報の入手



(2) 異常現象・災害情報の入手



(3) 災害情報の防災関係職員への伝達



(4) 避難指示の発令

別途【風水害等災害対策編 第2章第6節】



(5) 住民への広報

別途【風水害等災害対策編 第2章第5節】



(6) 避難の誘導

別途【風水害等災害対策編 第2章第6節】

2. 気象庁が発表する地震情報の種類

(1) 震度速報

地震発生後約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。

(2) 震源に関する情報

震度3以上の地震を観測した場合に、「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。

ただし、津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。

(3) 震源・震度に関する情報

震度1以上、津波警報、注意報発表または若干の海面変動が予想された場合及び緊急地震速報（警報）発表時に、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名・地点名を発表。

(4) 推計震度分布図

震度5弱以上を観測した場合に、観測した各地の震度データ等をもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

(5) 長周期地震動に関する観測情報

震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合に、地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。

(6) 遠地地震に関する情報

国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等（※1）に地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表する（※2）。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。

- ・マグニチュード7.0以上
- ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合

※1 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。

※2 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表。

(7) その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

3. 緊急地震速報の活用

(1) 緊急地震速報（警報）

最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予測された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予測される地域に対して発表される。

(2) 情報の活用

ア. 気象庁が提供する「緊急地震速報」を活用し、地震発生時における危険回避のための対応力を高める。

イ. 市民や事業者の緊急地震速報についての理解を進めるため、防災講話や広報等を通じ周知啓発に取り組むことで対応力の向上を図る。

ウ. テレビ・ラジオ、携帯電話、防災行政無線等の一般的に情報を入手できる方法や施設について市民に周知する。

エ. 全国瞬時警報システム（J－ALERT）の導入により、将来的には市全域に迅速な情報提供を行うための体制を整備する。

※全国瞬時警報システム（J－ALERT）※

気象庁等からの津波警報、緊急地震速報等の時間的余裕のない緊急情報を受信した場合に、防災行政無線等と連動し、住民に対し瞬時に伝達するシステム。

●資料編 3-2-1-1-①「全国瞬時警報システム（J－ALERT）の本市における受信・伝達情報」

第2項 津波警報・注意報・津波情報等の種類・基準

1. 津波警報・注意報・津波予報・津波情報の種類及び発表基準

津波警報、注意報の発表及び解除と津波予報の発表は、気象業務法に基づき、気象庁が行う。

(1) 津波警報・注意報の種類と基準

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらを基に沿岸で予測される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分(一部の地震※については最速2分程度)を目標に、大津波警報、津波警報、又は津波注意報を、津波予報区単位で発表する。

※日本近海で発生し緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地域

この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表し、非常事態であることを伝える。

このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合は、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

種類	発表基準及び想定される被害と取るべき行動	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表
大津波警報	【発表基準】 予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合に発表 【想定される被害と取るべき行動】 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	10m超 (10m < 予想高さ)	巨大
		10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)	
		5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)	

津波警報	<p>【発表基準】 予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合に発表</p> <p>【想定される被害と取るべき行動】 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</p>	<p>3 m (1 m < 予想高さ ≤ 3 m)</p>	<p>高い</p>
津波注意報	<p>【発表基準】 予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合に発表</p> <p>【想定される被害と取るべき行動】 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。</p>	<p>1 m (0.2 m ≤ 予想高さ ≤ 1 m)</p>	<p>(表記しない)</p>

「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波予報の種類と基準

地震発生後、津波による災害が起こる恐れがない場合には、津波予報を発表する。

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。

0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

(3) 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどの情報を発表する。

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予想区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表します。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報	実際に沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

(4) 津波予報区

津波警報・注意報は予報区ごとに発表する。

津波予報区	地域 (宮崎県及び隣接県のみ)
宮崎県	宮崎県
大分県瀬戸内海沿岸	大分県（関崎東端から大分県と宮崎県）との境界線までを除く。）
大分県豊後水道沿岸	大分県（関崎東端から大分県と宮崎県）との境界線までに限る。）
鹿児島県東部	鹿児島県（佐多岬南端以北の太平洋沿岸に限る。）
鹿児島県西部	鹿児島県（佐多岬南端以北の太平洋沿岸、西之表市、奄美市、熊毛郡、大島郡、鹿児島郡の三島村及び十島村を除く。）

第3項 津波警報・注意報・津波情報等の伝達系統

1. 地震情報伝達計画

本項目については、【風水害等災害対策編 第3章第1節第2項 気象予報・伝達計画 注意報・警報等の伝達系統】における気象予報・警報等伝達計画を準用する。

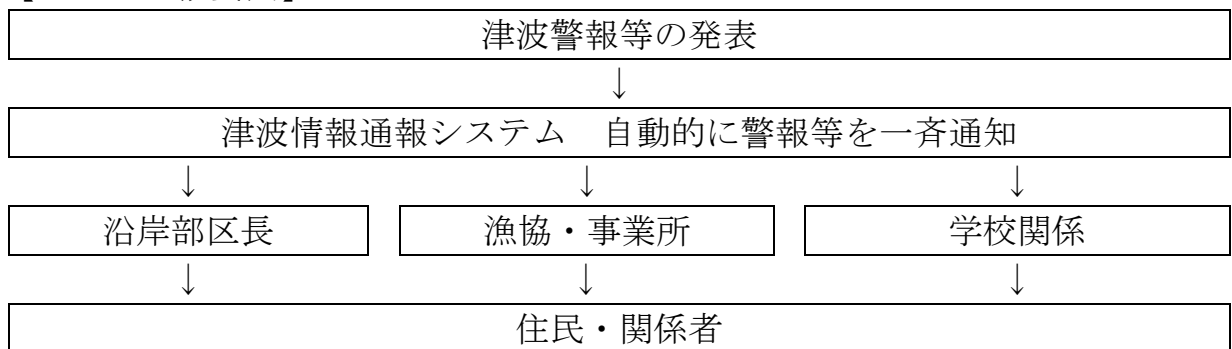
2. 津波警報・注意報、津波情報伝達計画

(1) 通報・伝達

ア. 津波情報通報システム

津波警報や注意報の発表時には、庁舎内に設置した津波情報通報システムにより、沿岸部の住民等へ迅速な情報伝達を行う。

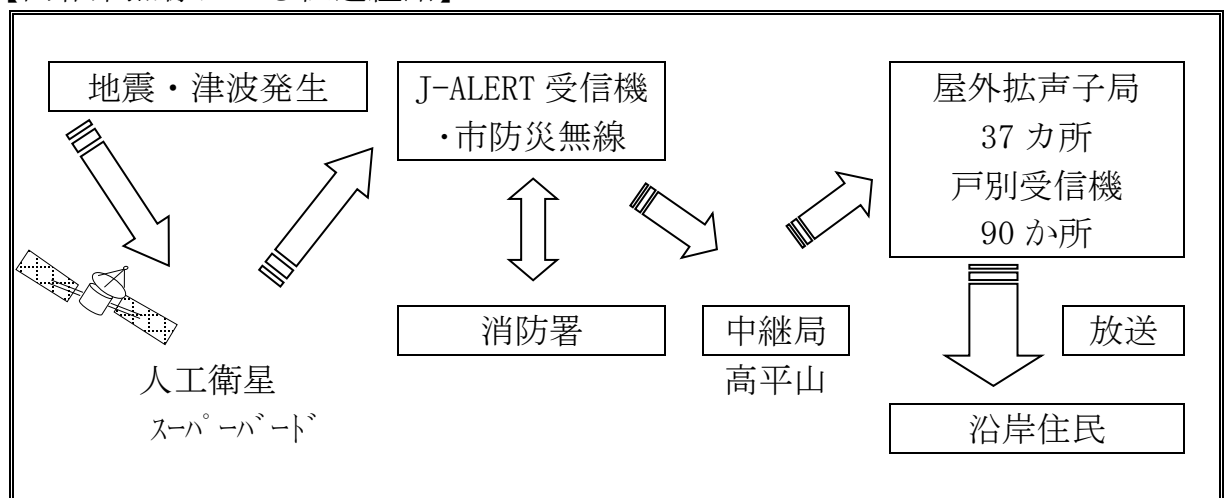
【システム概要図】



イ. 延岡市防災行政無線（同報系）による伝達

地震に伴い津波注意報や警報が発表された場合には、沿岸部の住民へ延岡市防災行政無線同報系システム（同報系無線）により、津波警報や避難指示等を電子サイレンと音声により即時伝達を図る。

【同報系無線による伝達経路】



(2) 注意報発表（津波の高さは0.2m以上1m以下）

津波の警報等は危険地域に対して極めて迅速に周知されなければならないため、関係機関は次表の津波情報伝達組織により可能な限り迅速かつ的確な津波警報等を伝達する。

消防本部	危機管理課
<p>■各システム（宮崎県災害情報共有システム、Em ネットシステム、災害メール一斉配信システム等）で得た情報を、消防署、各分署、消防団へ伝達する。</p> <p>■延岡市水防計画書に基づき津波への警戒態勢を整える。</p>	<p>■全国瞬時警報システム（J-ALERT）により自動的に起動し同報系防災行政無線で岸部の区長宅の戸別受信機及び屋外拡声器で一斉に住民に伝える。</p> <p>■災害情報メール一斉配信システムにより、予め登録した住民にメールで情報伝達する。</p>

(3) 警報発表（津波の高さは数メートルに達する）

消防本部	危機管理課
<p>■津波注意報発表に同じ</p>	<p>■津波注意報発表に同じ</p>

(4) 監視体制

津波警報等の発表以前であっても、津波が来襲するおそれがある。次の場合は厳重な監視体制をとる。ただし、潮位監視のために消防職員及び消防団員を海岸近くへ配置することは危険であるので、潮位監視施設や高台等から監視を行う。

- ア. 強い揺れ（震度4程度以上）を感じた場合
- イ. 弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合

(5) 事前措置

市は、海岸付近の住民等へ津波警報等の発表があった場合、直ちに海岸から退避、安全な場所に避難するよう周知徹底しておく。また、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取するよう周知徹底しておく。

(6) 避難指示等の伝達

市は、津波警報等の発表があった場合、海岸に残留する者、海岸付近の住民等に直ちに海岸から退避し、高台や津波指定緊急避難場所等に避難するよう避難指示を発令する。

【本章第6節第1項 避難計画 避難指示の伝達】参照

3. 住民への広報（【本章第3章第5節 災害広報計画】参照）

大規模な地震発生後は、通信施設の途絶等により情報不足が混乱を招くことになる。そのため、迅速かつ的確に被災地住民をはじめ一般住民に広報を行い、災害に対する情報ニーズの増加、情報不足による混乱の防止に努める。

4. 船舶に対する伝達

市は、同報系防災行政無線、有線放送、電話等の方法を用い宮崎海上保安部、海岸・港湾管理者、漁協、島野浦漁業用海岸局（昼間）と連携し、次の事項について船舶に対する津波情報の伝達を行う。

- (1) 船舶、漁船等の固定
- (2) 港外退避などの措置

5. 異常現象発見時の通報（基本法54条関連）

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章第1節第2項 注意報・警報等の伝達系統】を準用する。

第2節 災害対策本部組織計画

《基本方針》

本市の地域において、基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害予防及び災害応急対策を実施する必要があるときは、「基本法」及び「延岡市災害対策本部条例（昭和38年6月27日条例第18号）」により「延岡市災害対策本部」（以下「市災対本部」という。）を設置するものとする。本部を設置するに至らない災害にあたっては、本部に準じた体制を整え事態の対処にあたる。

●資料編 2-2-2-1-①「延岡市災害対策本部条例」

《主な担当機関》

・総務班 ： 危機管理課

大規模な地震に関する対策については、本項の定める他、【風水害等災害対策編 第3章第2節 災害対策本部組織計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

1. 市の災害対策

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市内における災害応急対策に対処するため、本計画の定めるところにより「延岡市災害対策本部」を設置し、防災の推進を図る。市災対本部を設置するに至らない災害にあつては、本部に準じた体制を整え事態の対処にあたる。

延岡市防災会議を構成する関係機関は、市内における災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市災対本部と緊密に連絡協調するように努める。

なお、市は、県と連携を保ち、災害対策に万全を期する。

2. 市災害警戒本部の設置

気象情報等により、災害の発生が予想される事態の発生までに時間的余裕がある場合、又は、特に必要があると認められる場合は、総務部長を本部長とする市災害警戒本部を設置する。

- (1) 市内で震度5弱の地震で被害が発生し、又は被害が予想される時
- (2) その他総務部長が必要と認めたとき

3. 市災害対策本部の設置

市災対本部の組織及び運営については、「市災害対策本部条例」に定めるところによる。

(1) 市災対本部の設置要件

地震に対しては、次の基準に達したとき市災対本部を設置する。

- ア. 市内で震度5強以上の地震が発生し、その対策を要すると認めたとき
- イ. 宮崎県沿岸部に大津波警報が発表され、その対策を要すると認めたとき
- ウ. その他、本部長（市長）が必要と認めたとき

(2) 市災対本部の設置場所

市災対本部は、市役所本館5階災害対策本部室に設置する。ただし、本部が被災しその機能を果たさない場合は、次を代替場所とする。

設置場所		TEL
災害対策室	消防庁舎4F	33-3327

(3) 市災対本部の配備

市災対本部及び市災害警戒本部は、災害の種類、規模及び程度等によって、次の配備をとるものとし、配備の種別内容は本部長が決定し、指示する。

配備区分	津波災害	地震災害
市水防管理本部	津波警報の発表時	—
市災害対策本部	大津波警報の発表時	震度5強以上の観測
市災害警戒本部	津波警報の発表時	震度5弱以上の観測

(4) 市災対本部の設置手順

市災対本部の設置は、原則として次の経路を経て決定される。

なお、市災対本部設置に関する市防災会議の意見について緊急を要する場合は、市防災会議の委任を受けているものとして、市防災会議を招集しなくても市災対本部を設置できるものとする。

ア. 勤務時間内における市災対本部設置の手順

危機管理課長又は市災対本部幹部に充てられている者	市災対本部設置の必要を認めた場合、総務部長に対して市災対本部設置を要請する。
↓	
総務部長	市災対本部設置の要請があった場合、又はその他の情報により市災対本部設置の必要がある場合は、危機管理課長と協議の上、市長に市災対本部設置を要請する。
↓	
市長	市災対本部設置の基準等に該当しているとき、又は設置の必要があると認められたときは、市災対本部の設置を決定する。

イ. 夜間・休日における市災対本部設置の手順

夜間・休日に本部を設置する場合は、次の手順によって決定する。

消防対策部 (又は当直員)	気象警報、又は災害情報を入手した場合は、危機管理課長に連絡する。
↓	
危機管理課長	総務部長と協議の上、市長に対して市災対本部設置を要請する。なお、連絡がとれない場合は担当者の判断で市災対本部設置を決定し、連絡がつき次第、事後承諾をとる。

(5) 市災対本部の設置又は閉鎖の通知公表

本部長は、市災対本部の設置又は閉鎖したとき、速やかに関係機関に通知及び公表する。

通知又は公表先	担当班	通知又は公表の方法
市災対本部構成員	総務班	庁内放送、電話、その他迅速な方法で通知
支部	総務班	電話、その他迅速な方法で通知
県及び関係機関	総務班	宮崎県災害対策支援情報システム(L-ALERT)、電話、防災行政無線、その他迅速な方法で通知
一般住民	情報班	(株) ケーブルメディアワイワイ (ケーブルテレビ) 等報道機関により公表
報道機関	情報班	電話、ファクシミリ

(6) 市災対本部会議の開催

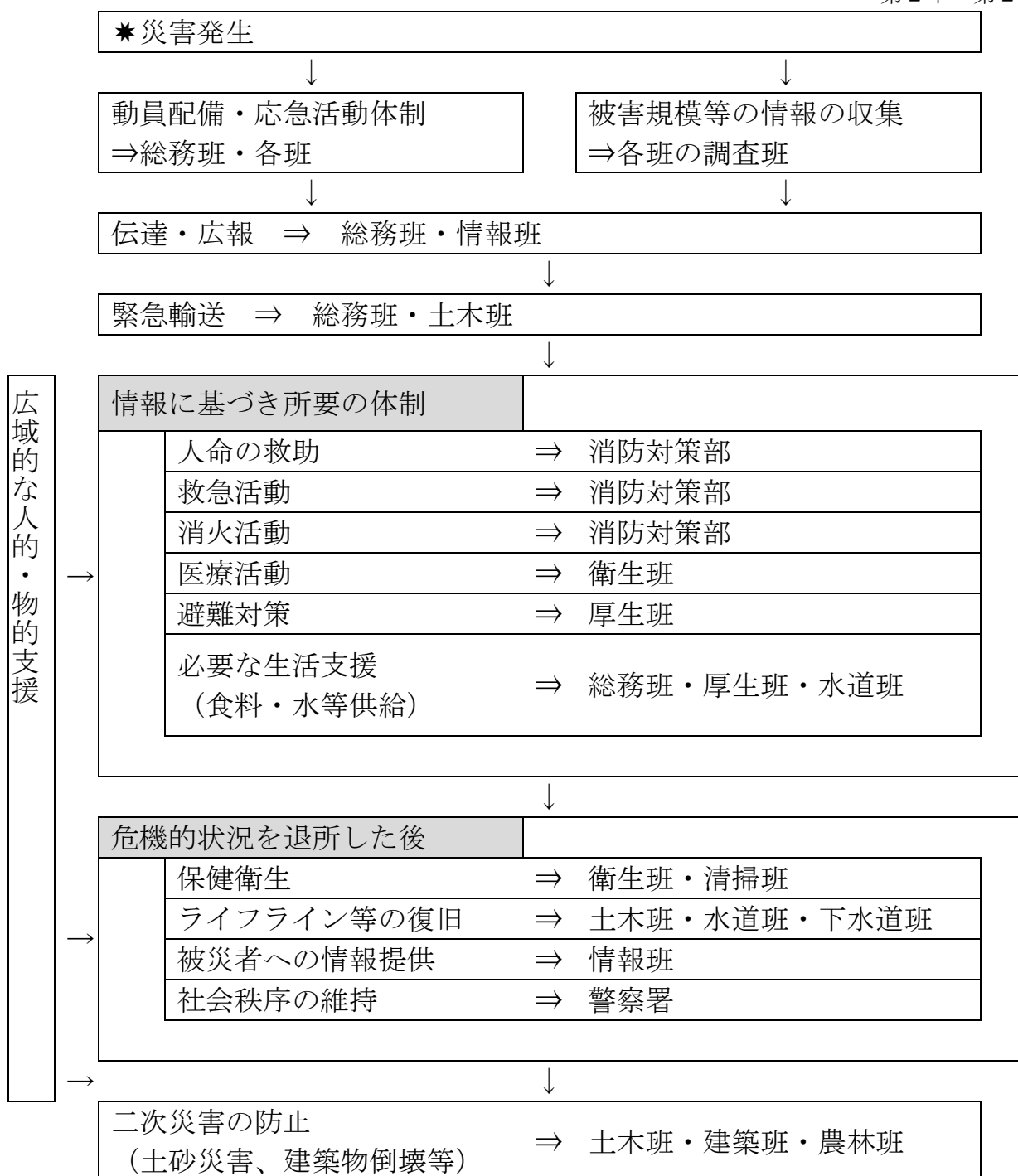
市災対本部会議は、本部長、副本部長及び各部長をもって構成し、災害応急対策、その他災害時の防災に関する重要事項について協議する。

(7) 市災対本部連絡員の設置

連絡員は、各対策部の各班長をもって構成し、本部長の命を受け、各部各班相互間の連絡調整及び情報の収集を行う。

4. 市災対本部の組織及び事務分掌

市災対本部は市長を本部長とし、副本部長を副市長とし、本部付を教育長とする。また、部長を総務部長・健康福祉部長・農林水産部長・都市建設部長・教育部長・消防長とし、各総合支所対策部においては、部長を各総合支所長とし、そのもとに班長・班員(本部員)を配備し、県、消防団、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得ながら災害予防及び災害応急対策を実施する。



(1) 組織系統

組織系統については、【風水害等災害対策編 第2章第2節第1項4. 1) 組織系統】を準用する。

(2) 所掌事務（地震対策編）

各部の所掌事務については、【風水害等災害対策編 第2章第2節第1項4. 2) 所掌事務】を準用する。

5. 災害危険区域の対策

市における各災害危険区域に対する現地対策本部の応急体制は、本章の各節に定めるもののほか、概ね次の組織体制とする。

(1) 現地対策本部

市災対本部のもと、現地に現地対策本部をおく。

ア. 現地災害対策部長は、本部長が任命する。

イ. 班長及び班員は、現地災害対策部長が、その所属する関係機関や団員と協議のうえ定める。

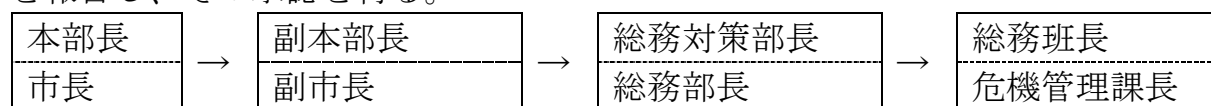
(2) 業務内容

現地災害対策部における業務内容は、概ね次による。

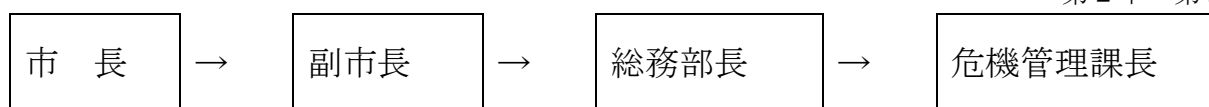
班名	業務内容
総務班	ア. 部内の災害対策についての企画及び各班の連絡調整 イ. 関係機関との連絡協調 ウ. 気象情報（警報）等の一般広報 エ. 本部に対する災害報告 オ. 本部の指示に基づく各種対策の実施
監視班	ア. 危険区域の監視及び巡視 イ. 異常気象の早期発見とその状況調査 ウ. 総務班に対する状況報告
救出救護班	ア. 被災者の救出 イ. 傷病者に対する救護及び緊急輸送 ウ. 救出・救護及び応急措置に必要な資器材の整備保管
避難班	ア. 指定避難所の開設 イ. 避難経路の選定 ウ. 避難の誘導 エ. 避難者の確認

6. 意志決定権者代理順位

市災対本部の設置後、自衛隊災害派遣要請等応急活動の実施に際し、意志決定権者が不在又は連絡不能で、特に緊急に意志決定を必要とする場合においては、次の順位により所定の決定権者に代わって意志決定を行う。代理で意志決定を行った者は、事後、連絡可能となり次第、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得る。



また、災害により交通及び通信手段の途絶した場合を考慮し、市災対本部等の設置判断等の意思決定権者代理順位は次のとおりである。



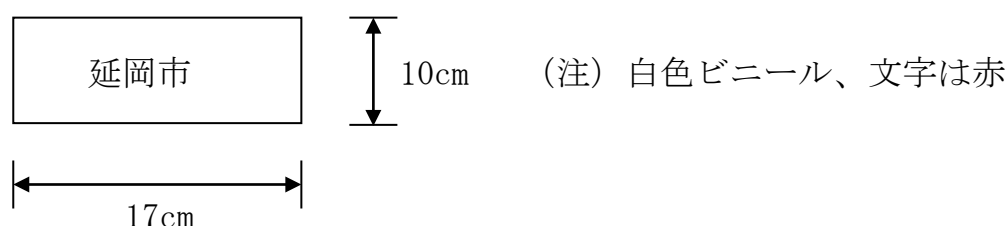
【総合支所対策部における代位順位】

北方総合支所対策部及び北浦総合支所対策部、北川総合支所対策部における災害時の事務分掌に関する判断権限者である総合支所長と連絡不能の場合における代位順位は、次のとおりとする。また、代理で判断を行った者は、事後、連絡可能となり次第、速やかに所定の判断権限者にこれを報告し、その承認を得る。

	第1順位	第2順位	第3順位
北方総合支所対策部	支所次長	地域振興課長	総務防災係長
北浦総合支所対策部			
北川総合支所対策部			

7. 市災对本部職員の標識

災害応急措置に従事する職員は、図示に示す腕章をつける。



8. 災害対策基本法の定める応急処置

基本法及び関係法令に定めるもので、災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合の市長の応急措置は、以下のとおりである。

(1) 応急処置についての責任（基本法第62条第1項）

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとするときは、法令、又は本計画の定めるところにより消防、水防、救助、その他災害の発生を防ぎよし、災害の拡大を防止するために必要な応急措置を速やかに実施する。

(2) 出動命令（基本法第58条）

市長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令、又は本計画の定めるところにより消防機関、もしくは関係職員等に出動準備をさせ出動を命じ、又は警察官若しくは海上保安官の出動を求める等施設管理責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、又は求めるものとする。

(3) 事前措置（基本法第59条）

市長は、設備又は物件の占有者、所有者、又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため、必要な限度において当該設備又は物件の除去、保安、その他必要な措置をとることを指示することができる。

(4) 警戒区域の設定権（基本法第63条）

市長は、人命又は身体の危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(5) 工作物等の使用、収容等

ア. 基本法施行令第24条に限定する手続きによって、当該市の区域内の他人の土地、建物、その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹林、その他の物件を使用し、若しくは収用しなければならない。（基本法第64条第1項）

イ. 市は工作物の使用、収用等の処分が行われた際の、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。（基本法第82条第1項）

(6) 工作物等の除去（基本法第64条第2項）

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物、又は物件で、応急措置の実施の支障となるものを除去し、その他必要な措置をとる。

(7) 従事命令

ア. 応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、区域内の住民、又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させることができる。（基本法第65条第1項）

イ. 区域内の住民、又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、基本法施行令第36条に規定する基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。（基本法第84条第1項）

(8) 応援要求等（基本法第67条第1項）

市内に災害が発生した場合において、応急措置を実施するため応援を必要と認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めるものとする。

(9) 職員の派遣要請等

ア. 職員の派遣の要請

(ア) 市長は、災害応急対策または災害復旧の必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。（基本法第29条第2項）

(イ) 市長は、災害応急対策又は災害復旧の必要があるときは、他の市町長に対し、職員の派遣を求める。(地方自治法第 252 条の 17)

(ウ) 市長は、(ア)(イ)による職員の派遣の要請を行う場合は要請に準じた文書をもって行う。

イ. 職員の派遣の斡旋

(ア) 市長は、災害応急対策又は災害復旧の必要があるときは、知事に対し指定地方行政機関の職員の派遣について、斡旋を求める。(基本法第 30 条第 1 項)

(イ) 市長は、災害応急対策又は復旧の必要があるときは、知事に対し地方自治法第 252 条の 17 の規定による職員の派遣について斡旋を求める。(基本法第 30 条第 2 項)

(ウ) 市長は、(ア)(イ)による職員の派遣斡旋を求める場合は、アの要請に準じた文書をもって行う。

(10) 委員会・委員等の応急処置 (基本法第 62 条第 2 項)

市の委員会又は委員、市の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該区域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、本計画の定めるところにより、市長の所轄の下にその所掌事務、若しくは所掌事務に係る応急措置を実施し、又は市長の実施する応急措置に協力する。

第3節 動員配備計画

《基本方針》

大規模な地震、津波の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市災対本部に必要な動員の配備を迅速に行い、緊密な連絡協力のもとに災害応急対策を実施する。

《主な担当機関》

・ 総務班 : 危機管理課 管財課

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等災害対策編 第3章第3節 動員配備計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

第1項 市の動員配備計画

1. 動員配備計画

市及び防災関係機関は、大規模地震発生時において迅速かつ的確な初動対応を実施するため、市災対本部等の設置基準の明確化、夜間・休日発災時の本部機能の確保等に留意して職員の動員配備・応急活動体制を定める。発災時は、これに従い市災対本部等の設置及び職員の動員配備、応急活動を行う。

(1) 基本的な配備の体制

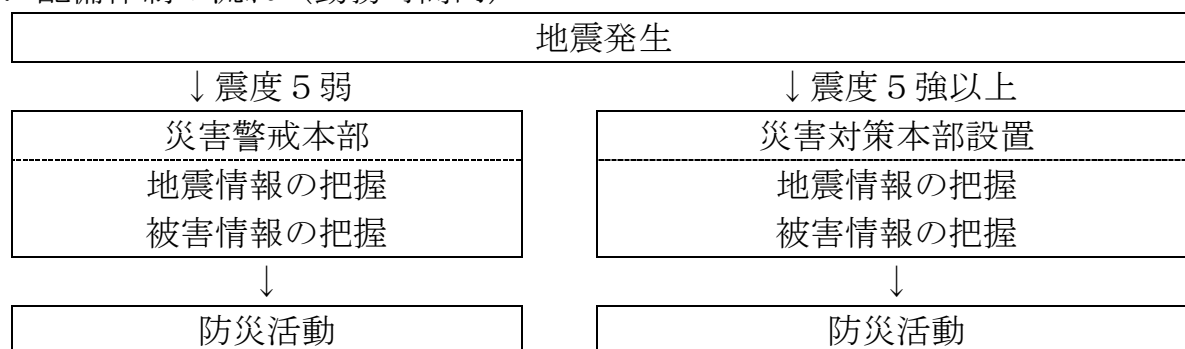
	配備区分	基準	活動内容
災害対策本部	特別 非常配備	ア. 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき イ. 地震又は津波によって甚大な被害が発生したとき ウ. 市長が必要と認めたとき	「市災対本部の組織及び事務分掌」による
	非常配備	ア. 市内で震度5強の地震が発生したとき イ. 宮崎県沿岸部に大津波警報が発表されたとき ウ. 市長が必要と認めたとき	ア. 「市災対本部の組織及び事務分掌」による イ. 特別非常配備体制への移行準備

	配備区分	基準	活動内容
災害警戒本部	警戒配備	ア. 市内で震度5弱の地震が発生したとき イ. 宮崎県沿岸部に津波警報が発表されたとき ウ. 総務部長が必要と認めたとき	ア. 地震及び気象情報の収集 イ. 津波への警戒 ウ. 被害情報の把握 エ. 非常配備への移行準備 オ. 県・防災関係機関との連絡体制の確立
情報連絡本部	情報連絡	ア. 市内で震度4の地震が発生したとき イ. 宮崎県沿岸部に津波注意報が発表されたとき ウ. 危機管理課長が必要と認めたとき	ア. 地震及び気象情報の収集 イ. 津波への警戒 ウ. 被害情報の把握 エ. 警戒配備への移行準備 オ. 県・防災関係機関との連絡体制の確認

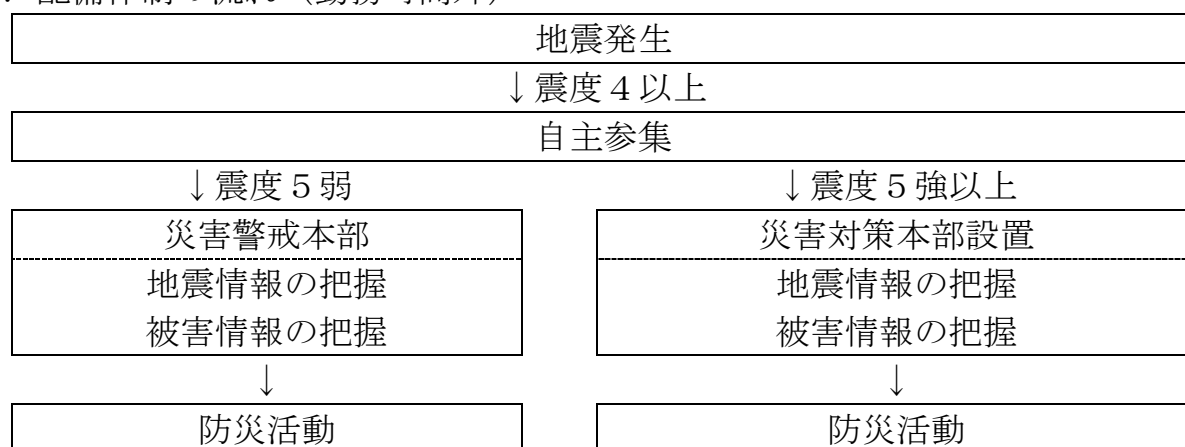
(2) 配備体制の流れ

市長は、大規模地震が発生した場合において、直ちに市災対本部を設置し、全職員をもって本計画に基づき、防災活動を遂行する。

ア. 配備体制の流れ（勤務時間内）



イ. 配備体制の流れ（勤務時間外）



(3) 配備体制の決定

ア. 非常配備、特別非常配備体制は、総務部長又は危機管理課長の助言のもと、市長が決定する。ただし、連絡のいとまがないときは、総務部長又は危機管理課長が判断する。

イ. 警戒配備の決定は、総務部長又は危機管理課長が判断できる。

ウ. 予備配備の決定は、危機管理課長又は危機管理課長補佐が判断できる。

エ. 夜間・休日の場合は、消防対策部又は総務班が情報を収集して危機管理課長又は危機管理課長補佐に連絡し、アイウの方法で配備体制を決定する。

2. 地震及び津波の発災時の本部機能の確保

(1) 気象警報の発表、災害発生時における市災対本部体制の配備基準(自主登庁)
あらかじめ定める配備要員は、所定の動員方法によるものとするが、夜間及び休日において本市に災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、テレビ・ラジオ等により災害情報を確認し、進んで所属の課室と連絡を図るとともに別に定める基準より自主的に市役所に登庁し、本部機能を確保する。なお、別に定める基準による配備が難しい状況にある場合又は事態の推移に対応する場合、配備する職員の増減については、所属長の判断による。

(2) 市災対本部機能の代替

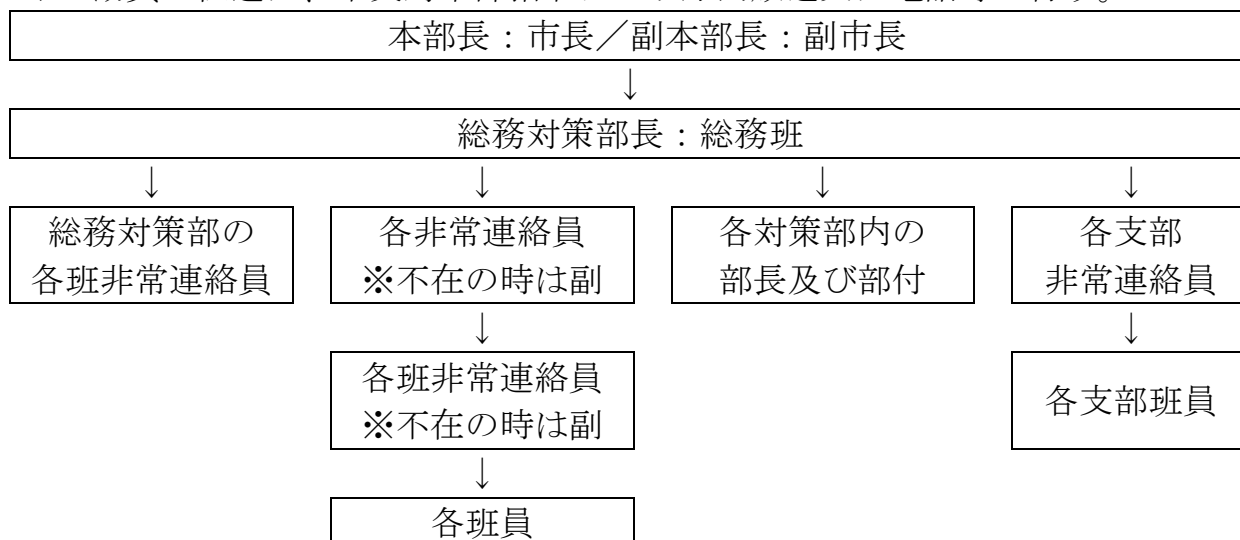
激甚な被害のため市災対本部機能の確保が困難な場合は、発災直後の情報収集・伝達・防災関係機関との連絡調整等の初動対応を、市消防本部により行ない緊急的な災対本部機能の確保を図る。

3. 動員

(1) 勤務時間内

ア. 市災対本部において、配備の決定がなされ、動員の必要のある場合は災害応急対策動員配備表に従い行う。

イ. 動員の伝達は、市災対本部指令により庁内放送又は電話等で行う。



(2) 勤務時間外（夜間・休日）

- ア. 危機管理課長は、夜間及び休日、退庁後において、気象業務法に基づく注意報又は警報の発表、その他異常現象の通知を受け、災害の発生のおそれがあるときは、直ちに市長、副市長、総務部長に連絡し、危機管理課長は市長、副市長、総務部長等と協議し、市災对本部の設置及びとるべき配備体制の検討を行う。
- イ. 勤務時間外・休日等における総務対策部長から各部（支部）非常連絡員への連絡は、災害対策本部非常連絡員名簿によって行う。
- ウ. 動員の伝達は、市災对本部指令により、電話連絡等で行う。

(3) 当直員による非常連絡

- 当直員は、次の場合は、直ちに市長、副市長、総務部長及び危機管理課長に連絡する。
- ア. 災害発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通報があり、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき
 - イ. 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき
 - ウ. 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき

(4) 非常登庁

職員は、勤務時間外、休日等において災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに状況の推移に注意し、進んで所属の課と連絡を図り、又は自らの判断で登庁する。

(5) 応援のための動員

市長（本部長）は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、各班（各対策部）に所属する職員を他の班（対策部）に派遣する。職員の動員可能者数は、約1,000名を見込む。

(6) 各地区での情報収集活動

- ア. 夜間及び休日、退庁後において、本庁集合が困難かつ連絡行為が不能な場合、職員は各地区の消防団、区長等と連携して被害状況の収集等の所要の体制をとる。
- イ. 職員の集合場所は、各総合支所及び各支所とする。ただし、津波等で被災のおそれのあるときは開設された指定避難所とする。
- ウ. 地区班長となる者は、当該支所等に自主集合した職員の名簿、人員を把握する。
- エ. 職員は、自主集合途中でできるかぎり被害状況を把握する。
- オ. 地区被害状況の把握は、緊急かつ臨時的に行い、およその被害状況把握ができた段階で、災对本部に復帰し、所要の体制に移行する。

(7) 職員安否確認

- ア. 各班長は、参集者を把握して総務班長へ報告する。
- イ. 総務班長は、参集者を把握して、災対本部長に報告する。
- ウ. 特に被害（震度）の大きい地域に居住している職員等には、早急に家族等の安否確認を行わせる。
- エ. 市災対本部は、職員等被災状況をまとめ、安否確認、支援等の対策を検討する。

第4節 被害情報等収集伝達計画

第1項 被害情報の収集

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第4節 第1項 被害情報の収集】を準用する。

第2項 被害情報の調査要領、伝達

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第4節 第2項 被害情報の調査要領、伝達】を準用する。

第3項 被害情報の報告基準

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第4節 第3項 被害情報の報告基準】を準用する。

第4項 通信計画

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第4節 第4項 通信計画】を準用する。

第5節 災害広報計画

第1項 広報体制の整備

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第5節 第1項 広報体制の整備】を準用する。

第2項 広報要領

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第5節 第2項 広報要領】を準用する。

第3項 広報の実施方法

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第5節 第3項 広報の実施方法】を準用する。

第6節 避難計画

《基本方針》

市は、災害の危険区域にある住民を安全な場所に避難させるための避難指示の伝達、避難誘導、移送、指定避難所の開設等の方法を確認し、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

《主な担当機関》

・総務班	：	危機管理課	管財課	
・情報班	：	経営政策課	職員課	総務課
・厚生班	：	生活福祉課	こども保育課	おやこ保健福祉課
		障がい福祉課	総合福祉課	介護保険課
		健康長寿課	国民健康保険課	財政課
		市民課	人権推進課	男女共同参画推進室
		情報政策課	企画課	契約管理課
		市民税課	資産税課	納税課
		会計課	監査委員事務局	
		選挙管理委員会事務局		
		なんでも総合相談センター		

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等災害対策編 第3章第6節 避難計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

第1項 避難指示及び伝達

1. 避難指示の対象現象

地震発生後、被害の拡大要因に対し十分な警戒を行い、適切な避難指示を行う。

- ・津波
- ・余震による建物倒壊
- ・土砂災害：崖崩れ、地すべり、土石流
- ・地震水害：河川、海岸、ため池等
- ・延焼火災
- ・危険物漏えい(劇毒物、爆発物)
- ・その他

2. 避難指示発令権者（共通）

地震による津波等の災害の危険が切迫し、住民を避難させる必要がある場合、避難指示の責任者を明確にし、避難体制を確立する。

市長、その他避難の指示等の権限を有する者は、大規模な地震が発生し、又は津波注意報・警報の発表等により危険が急迫している場合、危険区域の居住者、沿岸の残留者に対し避難の立ち退きを指示する。

(1) 避難の指示等

項目	発令権者（根拠法）	要件
立退きの指示	市長・水防管理者 (災害対策基本法 60) (水防法 22)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命等を災害から保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるとき
立退きの指示	都道府県知事、 その命を受けた都道府県の職員 水防管理者 (水防法 29)	津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき
立退きの指示	都道府県知事 その命じた職員 (地すべり等防止法 25)	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき
立退きの指示 警告、避難の指示	警察官 (災害対策基本法 61) (警察官職務執行法) (水防法 14 の 2)	◇市長が避難のため、立退きを指示することができないと認めるとき ◇市から要請があったとき ◇重大な被害が切迫したと認められるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。

(2) 警戒区域(退去・立入り制限)

項目	権者（根拠法）	要件
退去の命令 立入り制限	消防長、消防署長 消防吏員、消防団員 (消防法 23 の 2. 28) (水防法 14 の 2)	◇火災が発生し、又は発生するおそれが著しく大きいとき ◇水防上の警戒区域

3. 避難指示の発令・伝達

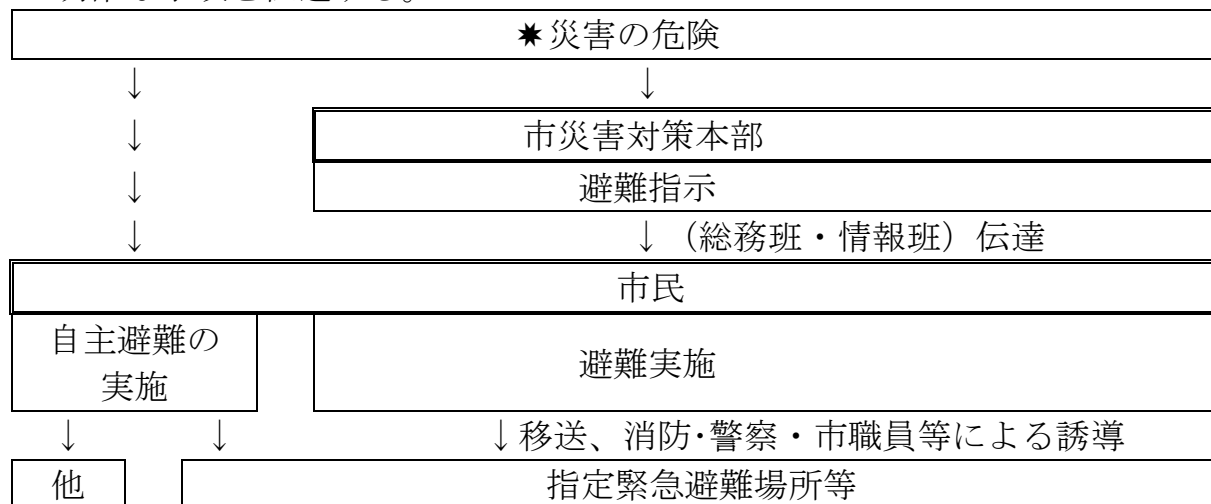
(1) 避難指示の発令時期及び条件

避難基準等を定め、気象情報等を勘案しながら、注意報、警報やその他の状況に応じて避難指示を発令する。

避難情報	基準	伝達内容
避難指示	ア～ウのいずれかに該当する場合 ア. 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表 ※避難指示の対象区域が異なる イ. 強い揺れ（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認められるとき ウ. その他緊急に避難する必要があると認められるとき	ア. 発令者 イ. 避難すべき理由 ウ. 危険地域 エ. 指定緊急避難場所 オ. 避難経路 カ. 避難後の当局の指示連絡等 キ. 注意事項

(2) 避難指示の伝達

避難指示の伝達は、総務班・情報班が関係機関との連携のもと行い、必要かつ明確な事項を伝達する。



(3) 避難措置の住民への周知

避難指示を行ったときは、速やかに住民に対しその周知徹底を図る。また、避難の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を公示する。手段・方法については、【本編第2章第5節第2項、第3項】を準用する。

(4) 避難措置の報告

避難指示を行った者は、避難措置及びその解除について必要な事項を市災対本部へ通知する。その場合、本部長は知事に報告する。

(5) 避難指示の解除時期

避難指示の解除については基準を定め、状況等を勘案しながら解除する。

基 準	<ol style="list-style-type: none">1. 避難指示の解除は、発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として解除する。2. 浸水被害が発生した場合は、発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除する。3. その他については、発令基準に合致する状況が解消された段階を基本として解除する。
-----	--

4. 津波災害に対する迅速な避難指示の実施

- (1) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、市長は、必要と認める場合、海浜にいる者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を発令する。
- (2) 地震発生後、津波注意報・津波警報・大津波警報が発表されたときには、市長は、避難指示を発令する。
- (3) 防災行政無線等で避難等と呼びかける際は、予想される被害の大きさに応じて放送内容に違いを持たせ、命令調の表現を使って緊迫感を与え、住民の迅速な避難を促す。

5. 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

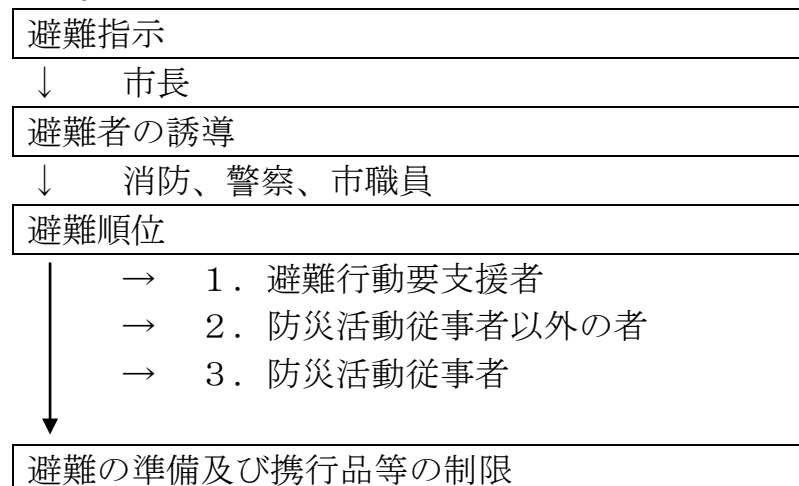
市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体への危険を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定する（災害対策基本法第63条）。また、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は、それぞれ消防法（第28条）または水防法（第14条）によって行う。なお、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、応急措置の全部、又は一部を県知事が代行する。（災害対策基本法第73条第1項）

(2) 規制の内容及び実施方法

- ア. 市長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。
- イ. 市長、警察官及び海上保安官は協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

第2項 避難誘導・移送

避難のための立ち退きの誘導は、消防団員、区長、自主防災組織役員等の協力をもって市が実施するものとし、必要があるときは警察官等の応援を求めて行う。



1. 避難誘導員をあらかじめ選任しておき、避難活動が円滑に進むようにしておく。
2. 誘導・移送に際しては、事前に避難の安全を確認しておくとともに、危険箇所等については明確な表示を行い、避難者にあらかじめ指示しておく。また、避難の際の携帯品は、避難活動に支障をきたさない最小限度のものにとどめるよう指示する。
3. 誘導員は、人員の点検を適宜行い避難中の事故防止を図る。
4. 避難した地域に対しては、事後速やかに残留者の有無を確認するとともに、必要に応じて警戒区域を設定し、その他必要な措置を行う。
5. 避難誘導にあたっては、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、消防団員、警察官、区長、自主防災組織役員など、避難誘導にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行うものとする。
6. 避難者の緊急移送
車両等による避難者の移送の必要を認めたときは、県に対して次の関係機関の応援もしくは派遣の要請を依頼する。

陸上輸送	道路輸送	九州運輸局宮崎運輸支局 陸上自衛隊第43普通科連隊 ※災害派遣要請受理後とする。	0985-51-3824 0986-23-3944
	鉄道輸送	九州旅客鉄道株式会社 宮崎総合鉄道事業部	0985-51-5988
海上輸送	県有船舶	宮崎県	0985-26-7145
	海上自衛隊船艇	海上自衛隊鹿屋航空隊油津事務所 ※災害派遣要請受理後とする。	0987-22-2298
	海上保安部船艇	日向海上保安署	0982-54-4999
	民間船舶	九州運輸局宮崎運輸支局	0985-51-3824
航空機による輸送	航空機輸送	航空自衛隊新田原基地 ※災害派遣要請受理後とする。	0983-35-1121

第3項 避難行動要支援者を考慮した避難対策

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第6節 第4項 避難計画 避難行動要支援者を考慮した避難対策】を準用する。

第7節 救出計画

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第8節 第1項 救出対策】を準用する。

第8節 医療救護計画

《基本方針》

市は、関係機関と密接な連携を取りながら、災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

《主な担当機関》

- | | | | | |
|------|---|---------|-------------|-------|
| ・総務班 | ： | 危機管理課 | | |
| ・衛生班 | ： | 生活環境課 | おやこ保健福祉課 | 健康長寿課 |
| | | 地域医療政策課 | 地域・離島・交通政策課 | |

第1項 救助法に基づく措置

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章第9節第1項 災害救助法に基づく措置】を準用する。

第2項 医療体制

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第9節 第2項 医療体制】を準用する。

第3項 搬送体制の確保

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第9節 第3項 搬送体制の確保】を準用する。

第4項 医療に関する情報収集・連絡体制

- (1) 地震の被害による負傷者の状況、医療従事者の確保状況、医薬品等の不足状況等の情報を共有化し、情報の明確化を図る。
- (2) 医療施設の被害状況を確認し、必要な施設及び資機材の利用可能性、状況を判断し、優先的な施設復旧と必要な措置をとる。
- (3) 地震によるライフラインの不通にともなう住民及び人工透析等特定の医療情報を必要とする患者へ、多様な情報媒体を活用し、情報提供と収集を行う。

第9節 消防計画

第1項 消防活動体制

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第11節 第1項 消防活動体制】を準用する。

第2項 消防活動の実施

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第11節 第2項 消防活動の実施】を準用する。

第10節 自衛隊災害派遣要請計画

第1項 災害派遣要請基準

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第12節 第1項 災害派遣要請基準】を準用する。

第2項 派遣要請要領

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第12節 第2項 派遣要請要領】を準用する。

第11節 広域応援活動計画

第1項 縣市町村間等の応援要請

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第13節 第1項 縣市町村間等の応援要請】を準用する。

※ただし、「2. 他市町村への応援要請（宮崎縣市町村防災相互応援協定）」に次の事項を追加する。また、市長は、発災時に円滑な支援・受援を行うため、あらかじめその体制を構築するとともに、今後発生が予想される地震については、被害想定に基づいた具体的な支援・受援の方法や必要な量について検討を行う。

第2項 指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第13節 第2項 指定地方行政機関、又は指定公共機関等への応援要請】を準用する。

第3項 応援の受け入れに関する措置

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第13節 第3項 応援の受け入れに関する措置】を準用する。

第4項 他市町村に対する応援の実施

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第13節 第4項 他市町村に対する応援の実施】を準用する。

第12節 災害救助法適用計画

第1項 災害救助法の適用基準

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第14節 第1項 災害救助法の適用基準】を準用する。

第2項 災害救助法の適用手続

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第14節 第2項 災害救助法の適用手続】を準用する。

第3項 救助の実施

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第14節 第3項 救助の実施】を準用する。

第4項 災害救助による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第14節 第4項 災害救助による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準】を準用する。

第13節 緊急輸送計画

《基本方針》

《主な担当機関》

- | | | | | |
|------|---|-------|--------|-------|
| ・総務班 | ： | 危機管理課 | 管財課 | |
| ・土木班 | ： | 土木課 | 高速道対策課 | 都市計画課 |
| | | 区画整理課 | | |
| ・農林班 | ： | 林務課 | | |
| ・水産班 | ： | 水産課 | | |

第1項 輸送手段の確保

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第15節 第1項 輸送手段の確保】を準用する。

第2項 交通網の確保

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第15節 第2項 交通網の確保】を準用する。

第3項 緊急通行車両の確認

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第15節 第3項 緊急通行車両の確認】を準用する。

第4項 緊急輸送等に係る措置

本項目については、次の事項のほか【風水害等災害対策編 第2章 第15節 第4項 緊急輸送等に係る措置】を準用する。

1. 緊急輸送道路ネットワークの整備

(1) 緊急輸送道路の指定

県は、陸上、水上及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、地震・津波の被害想定結果や地域の現況等に基づいて、あらかじめ、隣接県の主要道路と県内の防災拠点及び緊急輸送拠点とそれらを結ぶ緊急輸送道路を選定し、緊急輸送道路の指定を行う。

指定に当たっては次の考え方にに基づき、「第1次緊急輸送道路」及び「第2次緊急輸送道路」を選定する。第1次緊急輸送道路及び第2次緊急輸送道路の計画図を資料2-1-5-1-①「緊急輸送道路ネットワーク計画図」に示す。

また、緊急輸送道路の指定は、道路の整備状況や防災拠点等の設置状況に応じ、定期的に見直すものとする。

第1次緊急輸送道路	主な都市間を結ぶ主要道路
	関係機関を結ぶ主要な道路
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市町村庁舎を結ぶ道路
	第1次緊急輸送道路と防災拠点を結ぶ道路

(2) 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路に指定された道路施設の管理者は、地震防災緊急事業五箇年計画等の計画で緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき緊急輸送道路の整備を行う。

(3) 港湾・漁港の指定と整備

港湾・漁港空間のもつ特性を活かして、震災直後はもとより、市民生活や経済社会活動の復旧・復興にも幅広く貢献していくため、緊急輸送を行う拠点として、考えられる港湾・漁港について、港湾・漁港の整備を国の計画と整合を図りながら実施する。

第14節 応急仮設住宅建設等計画

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第16節 第1項 仮設住宅・住宅応急修理対策】を準用する。

第15節 障害物除去計画

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第17節 第1項 障害物の除去】を準用する。

第16節 給水計画

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第18節 第1項 給水計画】を準用する。

第17節 食糧供給計画

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第19節 第1項 食糧供給計画】を準用する。

第18節 生活必需品等供給計画

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第20節 第1項 生活必需品等供給計画】を準用する。

第19節 行方不明者の捜索及び遺体収容埋葬計画

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第21節 第1項 行方不明者の捜索及び遺体収容埋葬計画】を準用する。

第20節 防疫・清掃・食品衛生・愛護動物対策計画

第1項 防疫対策

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第22節 第1項 防疫対策】を準用する。

第2項 清掃対策

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第22節 第2項 清掃対策】を準用する。

第3項 食品衛生対策

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第22節 第3項 食品衛生対策】を準用する。

第4項 愛護動物対策

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第22節 第4項 愛護動物対策】を準用する。

第21節 公安警備計画

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第23節 第1項 公安警備】を準用する。

第22節 公共土木施設災害応急対策計画

第1項 道路施設等対策

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第24節 第1項 道路施設等対策】を準用する。

第2項 鉄道施設対策

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第24節 第2項 鉄道施設対策】を準用する。

第3項 上水道施設対策

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第24節 第3項 上水道施設対策】を準用する。

第4項 下水道施設対策

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第24節 第4項 下水道施設対策】を準用する。

第23節 要員確保計画

第1項 労働者等確保の手段

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第26節 第1項 労働者等確保の手段】を準用する。

第2項 公共職業安定所等の労働者確保

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第26節 第2項 公共職業安定所等の労働者確保】を準用する。

第24節 ボランティア応急活動計画

第1項 ボランティア活動体制

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第27節 第1項 ボランティア活動体制】を準用する。

第2項 ボランティア活動の内容

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第27節 第2項 ボランティア活動の内容】を準用する。

第3項 ボランティア支援・連携

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第27節 第3項 ボランティア支援・連携】を準用する。

第25節 義援金品配分計画

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第28節 第1項 義援金品配分計画】を準用する。

第26節 文教対策計画

第1項 学校教育対策

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第29節 第1項 学校教育対策】を準用する。

第2項 文化財応急対策

本項目については、【風水害等災害対策編 第2章 第29節 第2項 文化財応急対策】を準用する。

第3章

災害復旧対策計画

第1節 災害復旧事業の推進計画

第1項 復旧・復興計画

本項目については、【風水害等災害対策編 第3章 第1節 第1項 復旧・復興計画】を準用する。

第2項 復旧計画に伴う財政援助

本項目については、【風水害等災害対策編 第3章 第1節 第2項 復旧計画に伴う財政援助】を準用する。

第2節 被災者の生活支援計画

第1項 生活相談窓口の開設

本項目については、【風水害等災害対策編 第3章 第2節 第1項 生活相談窓口の開設】を準用する。

第2項 住宅の確保

本項目については、【風水害等災害対策編 第3章 第2節 第2項 住宅の確保】を準用する。

第3項 雇用機会の確保

本項目については、【風水害等災害対策編 第3章 第2節 第3項 雇用機会の確保】を準用する。

第4項 租税の徴収猶予及び減免等

本項目については、【風水害等災害対策編 第3章 第2節 第4項 租税の徴収猶予及び減免等】を準用する。

第5項 生活確保資金の融資等

本項目については、【風水害等災害対策編 第3章 第2節 第5項 生活確保資金の融資等】を準用する。

第6項 罹災証明の発行

本項目については、【風水害等災害対策編 第3章 第2節 第6項 罹災証明の発行】を準用する。